

# 調布市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正（案）の実施結果

## 【パブリック・コメント手続の実施概要】

### 1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 平成27年6月10日（水）～平成27年7月10日（金）
- (2) 周知方法 平成27年6月5日号、6月20日号及び7月5日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所7階都市計画課、公文書資料室、各図書館、各公民館、各地域福祉センター、  
たづくり11階みんなの広場、市民活動支援センター、神代出張所、教育会館
- (4) 意見の提出方法 氏名、住所、ご意見を記入し、直接または郵送、FAX、Eメールで市役所都市計画課まで提出  
又は、資料の閲覧場所である各公共施設に設置する意見箱への投函

### 2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数：179件（48人）

#### <提出意見の内訳>

全般に対する意見	37件
「納骨堂の設置場所（第10条関係）」に対する意見	38件
「納骨堂の構造設備（第11条関係）」に対する意見	25件
「墓地等の計画に係る協議（第14条関係）」に対する意見	6件
「標識の設置等（第15条関係）」に対する意見	3件
「墓地等の計画に係る説明等（第16条関係）」に対する意見	5件
「意見書の提出等（第17条関係）」に対する意見	6件
「墓地等の計画に係る協議等の特例（第18条関係）」に対する意見	5件
「勧告（第19条関係）」に対する意見	1件
「経営者の講ずべき措置及び管理者の講ずべき措置（第21条の2、第22条関係）」に対する意見	6件
「附則」に対する意見	39件
その他意見	8件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※ご意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。なお、全く同意見についても記載していますが、誤記ではないことをご理解願います。

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
全般			
1	全般	はじめに：パブリックコメントの意見の概要を作成するにあたって、提出者の意見の趣旨を曲られることがあるので、無断で要約しないこと。要約する必要がある場合は、必ず意見提出者了解を得ること。なお、要約不要になるように簡潔に記載したつもりである。	ご意見のとおり全文掲載いたします。なお、全く同意見についても記載していますが、誤記ではないことをご理解願います。
2	全般	<p>（パブリックコメントの公表について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民からの意見を類似意見として、ひとまとめに要訳せずに、一人ひとりの意見を全て公表してください。</li> <li>・なおパブリックコメントに対する市の考え方の公表にあたり、市民から寄せられた声に対して「質問であって意見ではない」とのご判断で市の考え方を示さないとか、「ご意見として承ります」というような表現で回答を避けることがないようにお願いいたします。</li> </ul>	<p>いただいたご意見については、全て公表しております。</p> <p>パブリック・コメント手続は、市民に賛否を尋ね意見の多寡により判断するような投票制度ではありません。本件は、調布市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例（案）に対するパブリック・コメントにおいて、提出された意見を十分に考慮して条例の改正をするとともに、条例案に対して提出された意見や意見に対する市（実施機関）の考え方などを公表する一連の手続を行うことにより、市民参加による開かれた市政の推進を図るとともに、条例の改正等における行政の説明責任を果たし、公正の確保及び透明性の向上を図るために実施するものです。</p> <p>よって、条例（案）に対する直接的なご意見ではないものについては、貴重なご意見として参考とさせていただいております。</p>
3	全般	1)（全般）現在、調布ヶ丘での事案が問題化しているため、その解決を視野に入れた条例の改訂と理解してよいのか。	<p>現行の条例は、墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴い、墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等の権限が東京都から移譲され、墓地等の経営の許可等について必要な事項を定め、平成24年4月1日付けで施行しました。</p> <p>しかしながら、時代の流れとともに、墓地等の設置形態も変化しつつあり、現在は、都心部に建ち並ぶマンションや一戸建て住宅が多く集まる閑静な住宅街に墓地や納骨堂が設置され、近隣住民との合意形成を図ることが困難となり、紛争を招くことが危惧されています。</p>
4	全般	1)（全般）現在、調布ヶ丘での事案が問題化しているため、その解決を視野に入れた条例の改訂と理解してよいのか。	<p>また、平成27年第1回調布市議会定例会において、「正善寺別院調布霊廟計画に関する陳情」が提出され、全会一致で採択されております。その中で、時代の変化に順応した条例改正も、今後の課題として捉え、市として条例の改正の検討を強く要望されたところです。</p>
5	全般	1)（全般）現在、調布ヶ丘での事案が問題化しているため、その解決を視野に入れた条例の改訂と理解してよいのか。	<p>このことから、周辺地域と調和した環境を保つため、広く市民等から意見を求め、墓地、納骨堂及び火葬場の永続性・安定性などを考慮した見直しを行う必要があるとともに、市の実情に応じた許可基準や手続き等を規定した条例の制定の必要性が高まったと判断したため、条例の改正を行うものです。</p>
6	全般	①そもそも、条例改正となったいきさつは何でしょうか。具体的にきっかけとなった事象および事象の背景、経緯も含めてご回答をお願いします。	

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
7	全般	<p>● 全般</p> <p>「調布市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例（案）の改正について」の中身が空っぽでお粗末すぎて、市民は適切な意見を述べられない。今回改正に追い込まれた理由（つまり 2012 年に制定された条例が不備であったということ）や具体的な事例（平成 27 年第 1 回調布市議会定例会で採択された陳情第 57 号「正善寺別院調布霊廟計画に関する陳情」（*））に触れるべきである。新聞報道などは参照できないかもしれないが、報道発表資料などは市民に示すべきである。（*）</p> <p><a href="http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1427091211161/simple/tin_57.pdf">http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1427091211161/simple/tin_57.pdf</a>（**）</p> <p><a href="http://www.sankei.com/region/news/150603/rgn1506030038-n1.html">http://www.sankei.com/region/news/150603/rgn1506030038-n1.html</a> 産経ニュース 2015.6.3 「納骨堂巡るトラブル防げ 調布市、「墓地条例」改正へ」</p>	<p>※再掲</p> <p>現行の条例は、墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴い、墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等の権限が東京都から移譲され、墓地等の経営の許可等について必要な事項を定め、平成 24 年 4 月 1 日付で施行しました。</p> <p>しかしながら、時代の流れとともに、墓地等の設置形態も変化しつつあり、現在は、都心部に建ち並ぶマンションや一戸建て住宅が多く集まる閑静な住宅街に墓地や納骨堂が設置され、近隣住民との合意形成を図ることが困難となり、紛争を招くことが危惧されています。</p> <p>また、平成 27 年第 1 回調布市議会定例会において、「正善寺別院調布霊廟計画に関する陳情」が提出され、全会一致で採択されております。その中で、時代の変化に順応した条例改正も、今後の課題として捉え、市として条例の改正の検討を強く要望されたところです。</p> <p>このことから、周辺地域と調和した環境を保つため、広く市民等から意見を求め、墓地、納骨堂及び火葬場の永続性・安定性などを考慮した見直しを行う必要があるとともに、市の実情に応じた許可基準や手続き等を規定した条例の制定の必要性が高まったと判断したため、条例の改正を行うものです。</p>
8	全般	<p>● 全般</p> <p>納骨堂は屋内にある「墓地」と考えられるので、周辺環境に対する影響評価やその結果としての規制は墓地に準じて行うべきである。</p>	<p>今回の条例改正案では、墓地の基準と同様に周辺環境に配慮した改正を行っております。</p>
9	全般	<p>③調布市は、墓地等（納骨堂）の用地につき墓地等の経営をしようとするものまたは、住民から要望があった場合には用地を推薦しなければならない。</p> <p>理由⇒墓地等は、住民の感情に影響する特別な施設（火葬場等と同様）であるため、市民生活で必要である公共施設として等が積極的に管轄すべきである。市としての意見をお聞かせください。</p>	<p>墓地等の永続性及び非営利性の確保の観点等から、経営主体につきましては、原則地方公共団体が望ましいと考えておりますが、現在、市で墓地等を経営する予定はありません。そのため宗教法人等の団体に限って認めています。</p> <p>従来、市内にある多くの寺院は、都市化が進む以前から墓地、納骨堂を併設して住宅地と共存しておりました。近年、都市化の進展に伴う人口移動等により、密集した住宅街が形成されてきたと考えます。このことから、市としては墓地、納骨堂等を集積し、区域を限定する考えはありませんが、今後、新たに墓地等を設置する場合は、墓地の設置が良好な生活環境の維持と両立できるよう配慮することが大切であると考えております。</p>
10	全般	<p>3. その他</p> <p>（1）調布市による公共の施設（埋葬施設関連等）について、具体的に考えてください。一宗教ではなく、無宗教及び宗教に拘らない、礼拝堂・納骨堂他・墓地等を、調布市行政として安価に考えて頂ければ有難いです。</p>	
11	第 10	<p>②住民の合意を得た調布市が指定する（推奨する）区域内で設置しなければならない。</p> <p>理由⇒墓地等は、住民の感情に影響する特別な施設（火葬場等と同様）であるため、市民生活で必要である公共施設として等が積極的に管轄すべきである。</p>	

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
12	全般	<p>（２）条例改正案の基本（条例の尊重，考え方等）の説明</p> <p>①調布市から，条例改正案の基本（条例の尊重，考え方等）を，事業者側（納骨堂建設予定者）と住民側に具体的説明はどのようになっているのでしょうか？</p> <p>②条例改正案は調布市住宅環境の「より良い改善」を目指して改善すべきと考えます。従って，あくまで業者側と住民側との話し合いを大事にすべきと考えます。『姑息な手段は厳禁です』</p>	<p>本条例案に係るパブリックコメントの実施に当たっては，ある特定の人々だけでなく，広く意見を求めることから，本条例の改正に当たっては，広く市民等へ周知するため，市報やホームページ等を活用し本条例改正案の周知を行いました。</p> <p>なお，本条例案に関しては，パブリック・コメントの実施により，業者側及び住民側の両者に意見の提出する機会が保障されております。</p>
13	全般	<p>4. その他</p> <p>（１）宗派について</p> <p>【意見】納骨堂についても，運営する宗教法人の宗派の者のみが購入できる施設として欲しい。</p> <p>【理由】納骨堂の主たる運営者として想定されているのは，宗教法人であり，その設置場所は，「寺院，教会等の礼拝の施設」の敷地内に設置しなければならないとされており，宗教的な側面が非常に強い施設である。しかしながら，実際は，「納骨堂ビジネス」と化しており，宗教法人自体に加え，宗教法人から運営を委託された民間業者が利益の追求を目的としている面も否定できないと考えられる。宗派を問わない形でより多くの納骨堂を設置することが可能であると，このような利益追求の側面が大きくなってしまふ恐れがあることから，納骨堂については宗派を問うことを設置の条件とすべきである。</p>	<p>寺院，教会等が設置する納骨堂は，信者に対する宗教活動の一環として経営されるべきものであることから，納骨堂経営者が宗教活動と一体的に運用することが必要です。</p> <p>市内には種々の宗教法人が存在し，その目的，活動の方法等も様々であり，本条例で規制できるものではないと考えております。</p> <p>なお，宗教法人は，本来の宗教活動のほか，宗派を問わない墓地の経営など公益を目的とした公益事業等を行うことができる旨を，宗教法人法で規定しております。</p>
14	全般	<p>（２）遺体の安置について</p> <p>【意見】納骨堂において，葬儀・通夜の目的以外で遺体を安置することを禁止する旨を明確に規定して欲しい。</p> <p>【理由】納骨堂という焼骨を収蔵する施設としての本来の趣旨を逸脱して，遺体安置所として利用されることを防ぐ。</p>	<p>本条例は，墓地，埋葬等に関する法律第10条の規定により，墓地，納骨堂又は火葬場の経営の許可等について必要な事項を定めたものであり，専ら焼骨のみを対象としております。葬儀場については，建築基準法上の集会場の建築物に該当し，調布市ほっとするふるさととくむ街づくり条例で手続きを規定しております。</p>
15	全般	<p>・納骨堂と葬祭場を併設して設置する事に対して，条例で規制を設けていないのは何故ですか。市は葬祭場を条例の対象外と考えずに，衛生面及び管理面からご遺体の安置場所となる葬祭場を併設する場合について構造設備基準を規定すべきです。</p>	
16	全般	<p>・調布ヶ丘3丁目において，納骨堂を設置しその場所で葬儀を行う施設計画があり，近隣住民は，住環境等の悪化が必至であることから，反対をしてくれております。計画地の奥にあるマンションの先は行き止まりで住民は，計画地の前を通らざるを得ません。設置された場合は，ご遺体の搬出入や通夜や告別式が日常的に行われる，それを日常的に見ざるを得ない近隣住民の精神的負担も図りしれません。こうした状況を調布市は，隣接住民からの反対意見書等で熟知しているにも関わらず，納骨堂に付随する事業運営について，全く規定していないのは何故ですか。改正条例で，規定すべきです。</p>	

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
17	全般	<p>② 第11条について納骨堂で葬儀を行うという説明がありました。夜8:00を過ぎると静かな住宅外に夜9:00まで行われると言われました。その後遺体を安置するとも言われました。納骨堂と葬祭場はいっしょなのですか？</p> <p>（9）納骨堂は焼骨のみの保管とし、遺体を安置しない。又、葬儀は行わない。を追加してください。追加できないのであれば、理由を明示してください。</p>	<p>※再掲</p> <p>本条例は、墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定により、墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等について必要な事項を定めたものであり、専ら焼骨のみを対象としております。葬儀場については、建築基準法上の集会場の建築物に該当し、調布市ほっとするふるさととはぐむ街づくり条例で手続きを規定しております。</p>
18	全般	<p>⑤横浜市の墓地条例のように、事業者の財務状況の審査をしていただきたい。事業者にかかがあり、お骨だけ残されたり、その後税金を使ってということにはならないように、過去何年かの財務状況、経営理念、経営プランを市がきっちり確認していただきたい。</p> <p>このような条文を新たに組み込んでいただきたいです。</p>	<p>条例施行規則第3条に、財務状況を確認する書類として、財産目録や収支計算書等の財務状況を確認できる書類の提出について、既に規定し確認を行っております。</p>
19	全般	<p>⑥周辺住民と事業者の間で紛争を解決できるように、紛争調停委員会を置くような条文を作ってください。</p>	<p>紛争等を未然に防止し、住民との合意形成を図ることを目的に、条例第15条、16条及び17条の規定を設け、経営許可申請前に墓地、納骨堂等の計画に関して、標識の設置や近隣住民等への説明、また、近隣住民等が意見を申出する機会を保障し、近隣住民等からの意見に対する協議を申請予定者の必要な手続きとして義務付けています。</p>
20	全般	<p>● 全般</p> <p>納骨堂を巡るトラブルを防ぐための今回の条例改正で、一定の歯止めになるだろうが、付け焼刃的で、本当にそれで十分でしょうか？</p> <p>事業者と周辺住民等との紛争処理についても改正する必要があるのではないかと。（例えば、横浜市（*））</p> <p>（*）</p> <p><a href="http://www.city.yokohama.jp/me/reiki/honbun/g2021692001.html">http://www.city.yokohama.jp/me/reiki/honbun/g2021692001.html</a></p> <p>横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例（第5章 紛争の解決）</p> <p>（第1節紛争の解決の申出等（第25条）、第2節 紛争の調整（第26条—第28条）、第3節 調停（第29条—第36条））</p>	<p>したがって、現時点においては、ご意見の調停委員会等を設置する考えはありません。あくまで、当事者間の話し合いが重要と考えております。</p>
21	全般	<p>近隣住民並びに周辺住民は、自分たちの依頼した不動産鑑定士の鑑定評価書に基づき、所有不動産の減価額を事業者に請求できる。</p> <p>事業者は減価額を遅滞なく支払わなければならない。</p> <p>（解説）</p> <p>事業者は個人の財産権を侵害する一方、己は私益をあげ、何の補償もしないのは公平の精神を欠き理不尽と言わざるを得ない。</p> <p>市民社会に於いて許されざる行為である。</p>	<p>最高裁の判例によると、墓地、埋葬等に関する法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とし、「墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項自体が当該墓地等の周辺に居住する者個人々の個別的利益をも保護することを目的としているものとは解し難い。」と判断されております。</p> <p>そのため、当該施設による損害と認定されるか否かについては、別の法律の定めによるものと考えます。</p>
22	全般	<p>・施設のハード面と運用のソフト面は密接不可分です。都市計画課の技術系職員だけでなく、保健所をはじめとする市の関係部署で、改正案を見直して、住環境の悪化を防ぎ住民の精神的安定が図れる条例としてください。</p>	<p>今回の条例改正は、市の実情に応じ住環境への配慮を目的とした規定を追加するとともに、経営者の講ずる措置の一部としてソフト面に配慮した規定を追加しております。</p>

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
23	全般	<p>（紛争防止について）平成24年1月に実施されたパブリックコメント結果 NO.7で、市の考え方として、「現行では、墓地や納骨堂については、周辺環境に著しい影響を与えるものとして、調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例で説明会等の規定を設けています。当条例が施行された場合は、当条例に1本化の予定です。なお、街づくり条例より説明範囲は広がります。」と公表されています。周辺環境に著しい影響を与える墓地等の許可にあたっては、少なくとも隣接住民の納得が必要不可欠であると考えます。</p> <p>千葉県四街道市の条例では市長との事前協議の前に、関係市民との協議を行わなければならないと規定しています。墓地等は近隣、隣接住民の住環境や精神の健康を悪化させる要因ともなる可能性があります。</p> <p>公共の福祉名目のもと墓地等が設置されたことで、被害を受け犠牲を払わされる住民が生じないように、事前の紛争防止策を条例で規定してください。</p> <p>具体的には、市長との協議の前に、住民との事前協議や協議締結を行うことを事業者に課す条件とすべきです。</p>	<p>行政上の許可の手続きに関して、決定権限が住民にあるとする法令はありません。紛争等を未然に防止し、住民との合意形成を図ることを目的に、条例第15条、16条及び17条の規定を設け、経営許可申請前に墓地、納骨堂等の計画に関して、標識の設置や近隣住民等への説明、また、近隣住民等が意見を申出する機会を保障し、近隣住民等からの意見に対する協議を申請予定者の必要な手続きとして義務付けております。</p>
24	全般	<p>2 改正案に当該敷地から100m以内の住民の同意を得ることを追加して下さい。</p> <p>理由…生活に直接影響を受ける住民を守るためです。</p>	
25	全般	<p>3, 改正案に当該敷地から50メートル以内の住宅の住民の同意を得ること。を追加する。</p> <p>理由：生活に直接影響を受ける住民を守るため。</p>	
26	全般	<p>（市の立入検査）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・稲城市の条例では、条例の施行に必要な限度において、市職員を墓地等に立ち入らせ、その施設、帳簿、書類、その他の物件を調査させることができるとの規定しています。調布市も稲城市のように立入検査の条文を設け、指導監督責任を果たしてください。</li> </ul>	<p>墓地、埋葬等に関する法律に、「都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。」と規定しているため、条文化しておりません。</p>
27	全般	<p>（地域別街づくり方針との整合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域別街づくり方針の目標に、「地域環境にふさわしい、快適な住環境を確保します」と示されています。一方、調布市墓地等の経営の許可等に関する条例の目的第1条には、「墓地等と周辺環境との調和を図り、もって公衆衛生その他公共の福祉の確保に寄与することを目的とする。」とあります。</li> </ul> <p>住民が不快と感じる納骨堂について、現在、市長と事前協議中の計画を含め無秩序な許可申請に対して、市が許可申請者からの訴訟を恐れて許可せざるを得ないということがないように、地域別街づくり方針との整合を図ってください。</p>	<p>地域別街づくり方針の目標である「地域環境にふさわしい、快適な住環境を確保します」を実現するため、墓地条例上に「墓地等と周辺環境との調和」を図ると規定するとともに、その目的を達成するために、本条例で事前協議等の手続きを定めていることから整合は図られていると考えております。</p>

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
28	全般	<p>○全般的なコメント</p> <p>現行条例が多くの不備を有するものであるだけに、条例の改正自体は必然的である。むしろ遅きに失したというべきである。実際、これまで営利目的で利用されていた貸しビルを突如、公益施設の一つである納骨堂として改修し利用する計画の許可申請が、市に対してなされてしまった。これは明らかに想定外の事態である。この許可申請は我が国初の前代未聞の事柄であると言っても決して大袈裟ではない。現行条例では、この申請を棄却することはできない。改正条例は、このようないわゆる法の穴を突くような事例が絶対に生じないよう、その内容と文言には細心の注意を払い、十分な検討を練る必要がある。</p> <p>しかしながら、残念なことに、改正案については、そのような配慮が十分になされているとは言えない。</p> <p>条例改正案についての全般的な印象は、大別して3つの項目に分けられる。ここでは、これらの3項目について記す。各項目に関して具体的なコメントの詳細は後に記すことにする。</p> <p>1. 市長の権限</p> <p>改正案では“市長が認める”あるいは“市長が定める”という文言が随所に見受けられる。最終的には、市長の裁量ですべてが決定しかねないような内容になっている。条例の各項目について上記の文言を用いている箇所については、本当にこれが必要なかどうか入念に検討を行っていただきたい。</p>	<p>墓地、埋葬等に関する法律は、墓地等の経営を市長の許可によるものとし、改善命令や許可取消等の権限を付与し、この強い行政権限の運用方法については市長の広い裁量が認められるところであります。</p> <p>また、国の指針によると、墓地等の管理等が、国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われるよう、その権限の適切な運用が求められている旨の考え方が示されております。</p> <p>そのため、ただし書きの規定については、慎重に運用して参ります。</p>
29	全般	<p>2. 公益事業と営利目的事業との相違</p> <p>施設の管理・運営・利用について“経営”という文言が頻繁に使われている。経営は、経済の“経”の字をその中に含んでいるので、営利目的の活動も認めかねない印象がある。非営利的な公益事業も含めて、管理・運営・利用を“経営”と称すること自体は、日本語の使用として問題があるわけではなく、この用語の使用はやむを得ない部分があるかもしれない。しかし、条例の細部の記述で営利的活動を想定していない部分では、“経営”という文言を使用するのは、極力避けるべきである。例えば“礼拝活動”といった他の具体的な活動内容を示す文言を使用する等、営利目的の活動を行う余地がないような文言に修正していただきたい。</p>	<p>墓地、埋葬等に関する法律第10条の条文に「経営」とあるため引用しております。なお、本条例でいう「経営」とは、墓地、納骨堂又は火葬場を設置し、管理・運営することを指します。</p>

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
30	全般	<p>3. 東京都の他区、他市の条例との不均衡詳しく調査をしているわけではないが、他の区や市の条例と比べて緩い部分がある。例えば、説明会の実施についても、他の区では、説明会の“開催”を義務付けているところもあるのに対し、本条例の16条では、説明会を“行う”とある。開催でなければ、単なる文章による通知によって説明会を行ったとすることも起きかねない。説明会は開催すべきものであるため、このような表現は止めて、“開催しなければならない”という明確かつ具体的な文言に修正すべきと考えられる。また、項目1で記した当該条例における市長の権限の強さは、他区、他市の条例と比べても際立っている。これらは、一部分であり、東京都の他の区や市との条例と比較して、地域差ができる限り生じないようにしていただきたい。</p>	<p>経営許可の裁量は、市長の広い裁量が認められているところであり、都内における、市区間で条例の差異が生じるのは、各地域の実情に応じた条例の制定、検討・改正を行ってきた結果と考えております。また、市に委ねられているため地域格差が生じている現状があります。</p> <p>条例に規定する「説明」とは、墓地等の計画に係る施行規則で定めている事項について、住民等への説明を義務付けているものであり、どのような方法で説明を行っていくのかは、申請予定者の判断に委ねられております。これは、墓地等の計画地の周辺は、地権者が少数の場合や、マンション等の立地が多い場合であったりと市内でも地域差があるため、その説明の方法については、こうした状況等を勘案しながら、最も適切な方法で実施することが重要であり、市としても、適切な方法で実施するよう指導していく考えです。</p> <p>なお、申請予定者が説明を行ったときは、その概要を市長へ報告しなければならず、適切な方法で説明が行われなかった場合は、必要に応じ再度説明を行うよう指導することが必要と考えます。</p>
31	全般	<p>今回の条例改正の理由に「周辺環境との調和を図る観点から」とあるように、計画に係わる申請者・住民・市の3者の協働関係が良好に図れるような明確な条例への改正が必要と考える。</p> <p>この案件は「ほっとするふるさとをはぐくむ条例（街づくり条例）」の「適応対象：7.周辺環境に著しい影響を与えるもの（葬祭場、パチンコ店、屋外スポーツ施設等）」にも該当している。「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ条例（街づくり条例）」の基本理念に掲げられている、市民・事業者・市の3者の協働関係と、住環境との調和を、明確に図る改正を行うことが重要と考える。</p> <p>人口動態からも今後の人口の減少化は明らかであり、死亡者は15年後～20年後以降減少の一途を辿ることが予測されている。今、市内で墓地を拡大する方向で考えるよりも、末永く住みやすい調布市の住環境をしっかりと守ることが次世代への責務であると考えます。</p>	<p>ご意見のとおり、周辺環境との調和や申請予定者と近隣住民等との信頼関係を築くことも重要であると考えているため、21条の2に「墓地等の経営者は、前項に規定するもののほか、周辺地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、近隣住民等との信頼関係を維持するよう努めなければならない。」旨の規定を追加します。</p>
32	全般	<p>（追加で条件に入れていただきたい事項）</p> <p>条例では、設置できる墓地の区画数に制限が無いことは大きな問題だと考えます。特に公共性の強い事業であれば、市民に対して一定の割合以上に、特定の地域に負担が出てしまう仕組みは問題がある。仮に、調布市に対して十分な税収となり、その一部をそのエリアの環境改善に使うなど、合理的な対応がとれる等あれば色々な考えもあるかもしれないが、宗教法人等については言えばそのような性質ではないことは明らかです。駅や主要施設から一定の水平距離内においては、具体的な指標で、区画数の制限を追加するようお願いいたします。</p>	<p>墓地、納骨堂等は、人の営みの中で必要不可欠な施設と考えます。なお、設置に当たっては、住宅地等に隣接して設置される場合はもとより、墓地等の周辺の環境に対する配慮が必要であると考えておりますが、墓地、納骨堂等の規模については、敷地規模によるため一定の規定を設けることは困難であり、基数にあった駐車場の設置などの種々の規定を設けています。</p>



NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
33	全般	<p>● 全般</p> <p>納骨堂を巡るトラブルを防ぐための今回の条例改正で、一定の歯止めになるだろうが、付け焼刃的で、本当にそれで十分でしょうか？</p> <p>2012年の条例制定時のパブリック・コメント（*）で寄せられた「意見・要望」を今回の一部改正の意見ととらえ、そのときの「市の考え方」を見直す必要がないか検討すべきである。</p> <p>（*）2012年の条例制定時のパブリック・コメント結果を添付する。パブリック・コメント結果を公表する場合、結果に全文を含める必要はないが、URLを記載し、参照できるようにすること</p>	<p>今回お寄せいただいたご意見を参考に、見直しの有無を検討した結果、前回のパブリック・コメントの市の考え方について、変更の必要性はないと考えております。</p> <p>なお、前回の制定時における、パブリック・コメントの結果のURLを掲載いたしません。</p> <p>● 調布市墓地等の経営の許可等に関する条例（案）に対するご意見などと市の考え方  <a href="http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1328268894011/index.html">http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1328268894011/index.html</a></p>
34	全般	<p>● 全般</p> <p>このようなトラブルは、2012頃の三鷹市境の深大寺の墓地問題と今回の納骨堂問題で終わりではなく、特に、民間の経営による納骨堂や墓地は、調布市民以外にも開かれているので、高齢化社会の進行に伴って、今後も、市内の違った場所で違った形の葬祭や墓地問題が起こるでしょう。「国の指針のとおり、経営主体の基本は地方公共団体」と調布市も考えているのだから、原点に立ち返って、他自治体（*）にも学びながら、市民等と一緒に納骨堂や火葬場を含む墓地行政を検討すべきである。</p> <p>（*）さいたま市墓地行政のありかた研究会  <a href="http://www.city.saitama.jp/006/008/002/012/004/009/p037377.html">http://www.city.saitama.jp/006/008/002/012/004/009/p037377.html</a></p> <p>「さいたま市墓地行政の基本方針（素案）」へのご意見を募集しています  <a href="http://www.city.saitama.jp/006/002/008/002/p042479.html">http://www.city.saitama.jp/006/002/008/002/p042479.html</a></p> <p>（*）「横浜市墓地問題研究会報告書」（平成22年9月）</p>	<p>近年、墓地等が自宅から近いことや、交通の利便性が良いことなどが求められていることから、より参拝しやすい身近な墓地等を求められる人々が多くなり、今後、墓地需要は増加していくものと想定されます。現在、市で墓地等を供給する計画はありませんが、墓地問題に対し未然に紛争等を防止し、かつ、周辺との調和を図るため、今後も当該条例で墓地行政を運営していきます。</p>
35	全般	<p>● 全般</p> <p>市境をまたがって影響が出るケースに、隣接市の条例と整合性がとれていること。隣接自治体に同様の条例改正を要請する必要はないか？</p>	<p>近隣市に申請があり、調布市に影響がでる案件にあっては、ご意見のとおり、調布市の条例が及ばなくなることから、調整が必要となると考えております。</p> <p>現時点においても、懸念される案件の場合は、隣接市の担当者とは意見交換を随時行い、適切な対応を協議しております。</p>
36	全般	<p>● 全般並びに第21条の2及び第22条</p> <p>「調布市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則」も改正するのなら、それもこの条例改正の一部だから、併せて意見募集にかけるべきである。</p> <p>少なくとも、今回の条例の一部改正で追加される第21条の2の「(5)前各号に掲げるもののほか、規則で定める措置」や第22条(5)の中身は何か？</p> <p>また、別途意見を述べる「(駐車場の基準)第9条」なども検討すべきである。</p>	<p>条例施行規則についても改正の一部と認識しており、施行規則の重要な改正の内容については骨子に記載しております。また、施行規則は、主に手続き上の内容を規定しているものであり、重要な事項については、本条例に規定しているため、パブリック・コメントの必要性はないと考えます。</p> <p>条例案第22条第5号の内容は、墓参集中時には、交通誘導員を適切に配置すること、また、夜間等の防犯対策や緑地等の管理を適切に行うことなど、交通環境や防犯面への配慮を目的とした規定を設ける予定です。</p>

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
37	第9	<p>（第9条（5）について）</p> <p>ここで、基準に適合する駐車場を設けることを規定しているが、「近隣の場所」では極めて表現があいまいです。その建物の敷地に含まれることが必要条件と考えます。仮に近隣に、他の地権者等から駐車場を借りていたとしても、再開発や土地建物の権利者の移転等があれば継続的な利用を確保されているものではなく、必要な条件を満たしていないことと同義です。また、仮に近隣を認めるとしても、少なくとも隣接など、駐車場の空き状況などを一体的に管理・運営できることが最低条件と考えます。結局、駐車場を相互に見とおせなかったり、空きがわからなければ、それぞれを行き来すケースが発生し、近隣住民の生活環境の悪化（『その地域の地理に明るくない』人が運転する車の交通が増え、交通事故の増加や、高齢者やハンディキャップを持った人の道路横断にも大きく影響する）につながります。これは精神的な問題でもなく、住宅などの価値等に係る経済的な問題でもなく、そこに生活する人の安全や生命に直結する問題であり、市のみならず、警察など交通システム全体を所管する観点からも厳しく制限をしていただきたい事項になります。</p> <p>実際、今新たに計画が進められている、調布ヶ丘の「正善寺別院調布霊廟」の新設においても、そもそも必要な5%に満たない駐車場を、全く別の2か所の施設の利用を前提にした事業計画になっています。その霊廟は、今都市計画道路として進められている道路に直接通じることになり、現在もバスなども通り重要な道路なわけですが、そこから右折して住宅街に入らなければいけないような立地で、その右折の前、右折先にはそれぞれ信号の無い横断歩道があり、今の段階でも安全な環境とは言い難い状態です。そんなところに、右折をして向かったにもかかわらず、空いていないから戻ってさらに右折して次にマルエツの駐車場、もしくは左折してすぐ右折をしマイクロソフトの駐車場を利用、などといった一般市民の生活を無視した計画が平然となされています。</p>	<p>駐車場の設置は、原則、墓地、納骨堂等の敷地内に有することが望ましいと考えております。しかしながら、墓地等がある場所や交通機関等の事情により一律的に取り扱うのは難しいですが、隔地駐車場を認める場合は、利用者の利便性や路上駐車等による近隣への迷惑防止等を踏まえ判断する必要があると考えます。</p> <p>なお、第9条に規定する駐車場に使用する土地については、自己所有の土地を条件としているため、継続的な利用が確保されているものであると認識しております。</p>
納骨堂の設置場所（第10条関係）			
38	第10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市化により、住宅やマンション等が増えてきているからこそ、納骨堂の設置場所は、既存のお寺の境内や、十分な敷地面積を有して住宅等から一定の距離をとる必要があります。事業者の責務として、住環境を保全させるために、区画数（販売数）に応じた敷地面積を規定すべきです。</li> </ul>	<p>都市化により、寺院の周辺に住宅等の立地が進んできた例もあり、墓地等の設置に当たっては、周辺の環境に対する配慮が必要であるため、基数に応じた駐車場の設置など、種々の設置基準を設けています。</p>

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
39	第10	<p>意見：墓地等の建設、運営では以下のことを条件として含めていただきたいと思っております。</p> <p>（１）建設地から100メートル以内（以下近隣）の住民の90%以上の同意を得ること。</p> <p>（２）駐車場を敷地内に十分な台数確保し、近隣の交通負荷に影響を与えないこと。</p> <p>（３）建設までに近隣において5年以上の活動（布教または奉仕活動）を行い、近隣からも活動の認識を得ること。</p> <p>（４）葬儀を行う施設の場合は、騒音、異臭に対し、十分な配慮をすること。よろしくをお願いします。</p>	<p>行政上の許可の手続きに関して、決定権限が住民にあるとする法令はありません。紛争等を未然に防止し、住民との合意形成を図ることを目的に、条例第15条、16条及び17条の規定を設け、経営許可申請前に墓地、納骨堂等の計画に関して、標識の設置や近隣住民等への説明、また、近隣住民等が意見を申出する機会を保障し、近隣住民等からの意見に対する協議を申請予定者の必要な手続きとして義務付けております。</p> <p>今回の改正では、周辺的生活環境に配慮を目的に、駐車場の設置基準を定めております。台数については施行規則の中で、納骨堂の基数の1%と規定する予定です。</p> <p>宗教法人法では、主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替をする行為をする場合、行為の少なくとも一月前に、信者その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならないと規定されております。そのため、設立については、公告において、知ることができることと考えております。</p> <p>葬儀場については、建築基準法上の集会場の建築物に該当し、調布市ほっとするふるさととくむ街づくり条例で手続きを規定しております。</p>
40	第10	<p>【3】第10条（納骨堂の設置場所）</p> <p>改正案では以下の条件が追加されております。追加に対して賛成ですが、新規に礼拝施設として申請された場合に市民はどのようにして知ることができるのでしょうか？知る方法があればご説明をお願いします。新規申請された礼拝施設は、周辺住民に対し、必要な周知を図らなければならないと考えます。</p> <p>（２）（礼拝の施設として5年以上の経営実績があるものに限る。）。</p>	<p>宗教法人法では、主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替をする行為をする場合、行為の少なくとも一月前に、信者その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならないと規定されております。そのため、設立については、公告において、知ることができることと考えております。</p>
41	第10	<p>意見</p> <p>①条例の10条2項にある、礼拝施設のあとに豊島区の条文のように、（礼拝活動の実績のある施設に限る）という文言を入れていただきたい。</p> <p>そして、その実績のあるにも最低5年などと期間も明記していただきたい。</p> <p>そうでないと、営利目的の土地取得と、墓地乱立の可能性が出てきてしまうのでぜひ、この一文をこの条例に組み入れていただきたいです。</p>	<p>条例案では、礼拝の施設として5年以上の経営実績があるものとしており、豊島区と同様の内容と理解しております。</p>

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
42	第10条	<p>調布市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例（案）への意見記 調布市による調布市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例 （案）への意見募集に対して、下記のとおり意見提出いたします。</p> <p>【1】納骨堂の設置場所（第10条関係）礼拝の施設として既に公に認知されてい ないと、実効性の確保に問題が生じる。つまり、礼拝施設として届出をしたが、実 際には運営されておらず、近隣住民に認知されていない施設があった場合は排除す る内容に修正すべき。例えば、当該宗教法人の事務所が存在する境内またはこれに 隣接する土地を含む場所に限るとすべきと考える（千葉県四街道市条例参照）。こ の内容では、結果的に悪意の事業者にとって容易な抜け道を与えることになる。</p>	<p>宗教法人法では、主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替 をする行為をする場合、行為の少なくとも一月前に、信者その他の利害関係人に対し、 その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならないと規定されていることから、 建物の登記事項証明書、その他継続した活動を行っていることを示す書類（決算 書、寺院規則等）の提出や、必要に応じヒアリング等を実施するなど、礼拝施設とし て継続的な活動を行っているか確認することが必要であると考えております。</p> <p>境内地の定義については、宗教法人法第3条に規定しており、本条例に基づく条例案 の内容も同義と考えておりますが、ご意見を踏まえ、納骨堂の設置場所の規定につい ては「宗教法人法第3条に規定する境内地（5年以上の経営実績がある寺院、教会等 の礼拝の施設に係る境内地に限る。）」と修正します。</p>
43	第10条	<p>●条例（案） （納骨堂の設置場所） 第10条 【変更】 （2）当該宗教法人が現に墓地若しくは納骨堂を設けている境内地（5年以上の経 営実績がある礼拝施設を有する境内地に限る。）又は火葬場の敷地内であること。 （～省略） 《理由》 5年以上の経営実績を証明する方法が条例には記載されていないため、営利を目的 にしている業者にとっては、まず建物内に礼拝施設を設置し5年を経過させ、経営 実績がありますと言う抜け道が心配される。経営実績を確認する手立てはない。従 って、上記文言を追加願いたい。文京区の条例は境内地に限っており、営利 目的の営業を阻止する条例となっている。取り入れるべきだ。 追加の記載ができないならば、その理由を聞きたい。</p>	
44	第10条	<p>①第10条（2）について礼拝の施設として5年以上の経営実績をどのように確認 するのでしょうか。新規に申請された礼拝堂を市民が知る手段がありません。（2） 当該宗教法人が現に墓地若しくは納骨堂を設けている境内地（5年以上の経営実績 がある礼拝施設を有する境内地に限る。）又は火葬場の敷地内であること。として ください。変更できないのであれば、理由を明示してください。</p>	
45	第10条	<p>・文京区や中野区の条例のように、設置場所について、宗教法人にあっては、その 境内地内と規定してください。突然、空きビルや空き地に納骨堂計画がもちあがり、 住民が事業者とのトラブルに巻き込まれることがないようにしてください。</p>	

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
46	第10	<p>（1）納骨堂の設置場所 5年以上の経営実績のある施設に限る →5年の経営実績をどのように判断するつもりなのか不明瞭。他地域での条例を参考に直しを求める。 例:当該市内宗教法人の事務所が存する境内地またはこれに隣接する土地を含む土地の区域に限る。空きビルで宗教活動をやっていたと主張されぬよう、明確な基準が必要。 →公衆衛生、その他公共の福祉の見地からも（条例で定められた禁忌施設に当たる以上）今後も寺から離れた土地の空きビルに納骨堂への用途計画がなされる可能性がある以上、周辺住民の受忍限度を鑑み「住宅地敷地より100メートル以上の距離を置く」等の追記を希望する。当然ながら境界には相当の空き地を有し、かつ、遮蔽壁もしくは密植した垣根等を設ける等、明確な条件を付加するのは最低限の基準ではないか？墓地のみならず、納骨堂にこそ必須。</p>	<p>宗教法人法では、主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替をする行為をする場合、行為の少なくとも一月前に、信者その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならないと規定されていることから、建物の登記事項証明書、その他継続した活動を行っていることを示す書類（決算書、寺院規則等）の提出や、必要に応じヒアリング等を実施するなど、礼拝施設として継続的な活動を行っているか確認することが必要であると考えております。 境内地の定義については、宗教法人法第3条に規定しており、本条例に基づく条例案の内容も同義と考えておりますが、ご意見を踏まえ、納骨堂の設置場所の規定については「宗教法人法第3条に規定する境内地（5年以上の経営実績がある寺院、教会等の礼拝の施設に係る境内地に限る。）」と修正します。 また、調布市においては、墓地の設置が不可能となる基準を設ける考えはありません。墓地等は、人の営みの中で必要不可欠な施設であると考えています。しかし、住宅地等に隣接して設置される場合など、墓地等の周辺の環境に対する配慮が必要であると考えており、当条例では、公衆衛生の確保、周辺環境との調和等の観点から、種々の設置基準を設けております。なお、ご意見を踏まえ、「境界に障壁又は密植した樹木の垣根を設けること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。」とする規定を追加いたします。</p>
47	第10	<p>・第10条（2） 納骨堂の設置場所について。寺院、教会等の礼拝施設（礼拝の施設として5年以上の経営実績があるものに限る）とありますが、これは5年以上の活動実績という表現にすべきだと思います。名義を寺院、教会に置き換えただけでは宗教的見地から実質的な実績とは言えないため、表現を明確にしておく必要があると考えます。 また、設置場所として、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、近隣住民の日常生活に著しく支障をきたす可能性を配慮し、住宅等の敷地から100メートル以上離れていることを要件にすべきと考えます。</p>	
48	第10	<p>・第10条（2） 納骨堂の設置場所について。寺院、教会等の礼拝施設（礼拝の施設として5年以上の経営実績があるものに限る）とありますが、これは5年以上の活動実績という表現にすべきだと思います。名義を寺院、教会に置き換えただけでは宗教的見地から実質的な実績とは言えないため、表現を明確にしておく必要があると考えます。 また、設置場所として、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、近隣住民の日常生活に著しく支障をきたす可能性を配慮し、住宅等の敷地から100メートル以上離れていることを要件にすべきと考えます。</p>	
49	第10	<p>・礼拝の施設として5年以上の経営実績があるものに限るとありますが、5年以上の根拠は何ですか。</p>	<p>宗教法人法に基づく宗教法人の認定に当たっては、国または東京都が、一定期間の宗教活動をもとに認可を与えることになっております。当条例の規定は、その認可後の宗教活動期間によるものであり、長短には種々の考え方があると思われませんが、墓地等の経営主体においても市内での宗教活動の期間として5年と定めており、それに合わせ5年が適当と考えております。</p>
50	第10	<p>・納骨堂の永続性を勘案すると、最低でも10年以上の経営実績が必要ではないでしょうか。最低10年以上の経営実績があるものに限ると修正してください。</p>	
51	第10	<p>● 第10条（2） 今回の改正案では、礼拝の施設に「（礼拝の施設として5年以上の経営実績があるものに限る。）」を追加するものだが、5年という制約を課すことは、適法適正なものでしょうか？その根拠は何ですか？</p>	

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
52	第10	<p>・礼拝施設の経営実績の確認方法を示して、規定してください。法人登記がされていても、実体がない場合を想定しなかったのですか。</p>	<p>宗教法人法では、主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替をする行為をする場合、行為の少なくとも一月前に、信者その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならないと規定されていることから、建物の登記事項証明書、その他継続した活動を行っていることを示す書類（決算書、寺院規則等）の提出や、必要に応じヒアリング等を実施するなど、礼拝施設として継続的な活動を行っているか確認することが必要であると考えております。</p>
53	第10	<p>【意見】「寺院、教会等の礼拝施設」について、「(礼拝の施設として5年以上の経営実績があるものに限る。)」との要件を追加することについて賛成する。  【理由】現行の条例では、寺院、教会等の礼拝の施設として実績が全くない場所に、突如として納骨堂といった宗教的要素を有する施設を設置することも可能とも読めるが、そのような設置は、近隣との調和を全く無視した形での施設の設置を認めるものであり、近隣の住民にとって、著しい精神的な負担等を強いられる。上記の要件を追加することにより、一定程度の不測の事態が生じることを回避することが可能と考えられる。しかしながら、実態が伴っていないにもかかわらず、形式的に祭壇を設置して5年が経過していれば「経営実績」があると認められるといったことでは、第10条第(2)号が空文化してしまうため、「経営実績」の有無の評価については、厳格に行うことをお願いしたい。</p>	
54	第10	<p>● 第10条(2)  今回の改正案では、礼拝の施設に「(礼拝の施設として5年以上の経営実績があるものに限る。)」を追加するものだが、寺院、教会等の礼拝の施設として、登記されているが、実体のないものもある。改正案の「経営実績」とは何か？</p>	
55	第10	<p>○条例改正案に対する具体的なコメント  「納骨堂の設置場所(第10条)」について：  1. 改正(案)にある「5年以上の経営実績」ではなく、「5年以上の礼拝活動実績」と記すべきである。宗教法人は非営利団体であり、実績評価は経営実績ではなく、礼拝活動実態の評価が適当であるという考え方に基づくものである。</p>	
56	第10	<p>「納骨堂の設置場所(第10条)」について：  1. 改正(案)にある「5年以上の経営実績」ではなく、「5年以上の礼拝活動実績」が妥当ではないか？宗教法人は非営利団体であり、経営実績ではなく、礼拝活動実態の評価が適当と考える。</p>	
57	第10	<p>・宗教法人の活動実体のない空きビルをその宗教法人の別院として、経営実績があると認めるような、抜け穴がある条例にはしないでください。</p>	
58	第10	<p>● 第10条(2)  今回の改正案では、礼拝の施設に「(礼拝の施設として5年以上の経営実績があるものに限る。)」を追加するものだが、納骨堂と墓地を同一視してそれらと比較した場合、屋内と屋外の違いはあるが、この改正箇所は、(墓地等の経営主体)第7条の第2項とどのような違いがあるのか、厳しいのか、緩いのか？</p>	<p>それぞれ、宗教法人法に基づき登記したことを起点と考える点で同様です。  第7条第2項は、経営主体の条件として、市内に所在する事務所が登記した日から5年を経過していなければならないとしており、第10条の規定は、納骨堂を設置する場所(土地)においても5年の期間の経営実績を有することの規定を設けたものです。</p>

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
59	第10	<p>【2】第10条（納骨堂の設置場所）</p> <p>以下の項目追加をお願いします。住宅、学校、保育所は多くの住民が日常的に利用する場所であり、精神的、教育的にも影響が大きく、施設との一定の距離が必要と考えます。また、施設は周辺からの視覚的にも配慮する必要があると考えます。修正できない場合はその理由もご説明いただけますようお願いします。</p> <p>（3）住宅、学校、保育所及びこれらの敷地（以下「住宅等」という。）から墓地までの距離は、おおむね100メートル以上であること。</p> <p>（4）境界に障壁又は密植した樹木の垣根を設けること。</p>	<p>調布市においては、墓地の設置が不可能となる基準を設ける考えはありません。墓地等は、人の営みの中で必要不可欠な施設であると考えています。しかし、住宅地等に隣接して設置される場合など、墓地等の周辺環境に対する配慮が必要であると考えており、当条例では、公衆衛生の確保、周辺環境との調和等の観点から、種々の設置基準を設けています。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、「境界に障壁又は密植した樹木の垣根を設けること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。」とする規定を追加いたします。</p>
60	第10	<p>納骨堂の設置場所については、寺院敷地内に新設する場合を除き「住宅地から100メートル以上離れた場所にすることとする」の項目を追加するべきである。理由として、住民の日常生活が営まれている場所のすぐ近くにこのような施設が出来るのは公衆衛生その他公共の福祉に著しく反するものと考えからである。例として、現在この地区（調布ヶ丘）において納骨堂の開設を勧めている経営者がいるが、設置場所としてまったく相応しくない。経営している寺院からも遠く離れており、何故ここなのかの説明も曖昧である。市長（良く分かっているはずですが）、市議達は勿論、市の担当職員も現地を視察して近隣住民の意見に耳を傾ける事案と考える。以上のことより、是非この項目を追加し、速やかに施行されることを希望する。また、条例制定前の駆け込み申請は受け入れるべきではないと考える。</p>	<p>また、周辺の生活環境に配慮を目的に、今回の条例改正において、駐車場の設置基準を定めており、台数については施行規則の中で、納骨堂の基数の1%と規定する予定です。</p>
61	第10	<p>2. 条文の追加</p> <p>（1）新設条文</p> <p>「納骨堂の設置場所基準を住宅等の敷地から50メートル以上離れていることとする。但し、当該納骨堂の設置が住民の宗教的感情に適合する特別の事由があると市長が認めるときは、この限りではない。」</p> <p>（2）理由</p> <p>住民の日常生活が営まれている場所のすぐ近くにこのような施設ができるのは、公衆衛生その他公共の福祉の見地から著しく支障をきたすものだと考えるからである。</p>	
62	第10	<p>意見：改正（案）について「納骨堂の設置場所基準を住宅等の敷地から100m以上離れていることとする。」という内容を追加したほうがよい。理由は、住民の日常生活が営まれている場所のすぐ近くにこのような施設ができるのは、公衆衛生その他公共の福祉の見地から著しく支障をきたすものだと考えるからである。</p> <p>住宅街にこのような建物ができると、不特定多数の従来等により交通量の増加違法駐車等が増え近隣住民の生活に支障ができると考えます。</p>	

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
63	第10	<p>転勤で調布市を離れましたが、やはり調布に住みたたくて戻ってきました。首記の件、条例の一部を改正することになり、調布市の対応迅速さに市民として感銘をうけました。</p> <p>内容拝見いたしました。下記のとおり意見がありますのでメールにてパブリックコメントを提出いたします。よろしくお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>追加すべき事項</li> <li>①公共施設（学校、公園等）の敷地から100メートル以上はなれること。 理由⇒墓地等は、不特定多数の市民が利用する施設なので、市民を不安にすべきでないため。</li> </ol>	<p>※再掲</p> <p>調布市においては、墓地の設置が不可能となる基準を設ける考えはありません。墓地等は、人の営みの中で必要不可欠な施設であると考えています。しかし、住宅地等に隣接して設置される場合など、墓地等の周辺の環境に対する配慮が必要であると考えており、当条例では、公衆衛生の確保、周辺環境との調和等の観点から、種々の設置基準を設けています。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、「境界に障壁又は密植した樹木の垣根を設けること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。」とする規定を追加いたします。</p>
64	第10	<p>※改正（案）について「納骨堂の設置場所基準を住宅等の敷地から50メートル以上離れていることとする。但し、当該納骨堂の設置が住民の宗教的感情に適合する等別の事由があると市長が認めるときは、この限りではない。」という内容を追加した方が良い。</p> <p>理由は住民の日常生活が営まれている場所のすぐ近くにこのような施設ができるのは、公衆衛生その他公共の福祉の見地から著しく支障をきたすものだと考えるからである。</p> <p>※今回の件で何回も意見交換会に参加しているが事業所側の誠意がまるでみられない。</p> <p>日に日に精神的にまいっているので、宜しくお願いします。</p> <p>・新築マンションに他県からせっかく引っ越してきたのに調布市の対応にも失望しています。</p>	<p>また、周辺の生活環境に配慮を目的に、今回の条例改正において、駐車場の設置基準を定めており、台数については施行規則の中で、納骨堂の基数の1%と規定する予定です。</p>
65	第10	<p>・人々が平穏な暮らしを営んでいる地域に、突如無秩序に納骨堂等を設置し、その状態を市民に忍従させるような条例であってはならないと考えます。</p> <p>しかし、改正案は市民に忍従を強いる内容となっています。改正の肝とすべき肝心な点が欠落しています。</p> <p>今回の改正案で、住宅からの一定距離を設けるなどの規定がないのは何故ですか。納骨堂の性質上、構造設備等の基準だけでなく、住民の暮らしに配慮した規定を設けるべきです。</p>	
66	第10	<p>・納骨堂の設置場所については、住居の敷地境界から、最低100m以上の距離を離すことを規定してください。</p>	
67	第10	<p>・児童福祉施設や児童が遊ぶ公園、病院等や高齢者の福祉施設からも最低100m以上離すことを規定してください。なお、調布市内では、そのような土地は無いということを理由とし規定できないとすることは止めてください。事業者優先ではなく、市民の暮らしを考えてください。</p>	
68	第10	<p>・ご遺体を安置し葬儀を行う葬祭場を納骨堂に併設する場合は、住居の敷地境界から、最低200m以上の距離を離すことを規定してください。</p>	



NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
69	第10	2. 条文に「住宅等の敷地から100メートル以上離れていることとする」の規定を追加する必要があると考える。公衆衛生と公共の福祉の見地ならびに、「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ条例（街づくり条例）」に照らした結果、住宅のすぐ側に設置するというのは、住民の日常生活に恒常的に著しく精神的負担がかかるものがある。これが、上記の文言の追加を求める理由である。	※再掲 調布市においては、墓地の設置が不可能となる基準を設ける考えはありません。墓地等は、人の営みの中で必要不可欠な施設であると考えています。しかし、住宅地等に隣接して設置される場合など、墓地等の周辺の環境に対する配慮が必要であると考えており、当条例では、公衆衛生の確保、周辺環境との調和等の観点から、種々の設置基準を設けています。
70	第10	2. 条文に「住宅等の敷地から100m以上離れていることとする」を追加すべきではないか？「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ条例（街づくり条例）」に照らしても、公衆衛生その他公共の福祉の見地からも、生活の場である住宅のすぐ側に設置するという事は、近隣住民の日常生活に恒常的な精神的負担がかかると思われる。	なお、ご意見を踏まえ、「境界に障壁又は密植した樹木の垣根を設けること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。」とする規定を追加いたします。 また、周辺の生活環境に配慮を目的に、今回の条例改正において、駐車場の設置基準を定めており、台数については施行規則の中で、納骨堂の基数の1%と規定する予定です。
71	第10	<p>・改正（案）について、「納骨堂の設置場所基準を住宅等の敷地から50m以上離れていることとする。但し、当該納骨堂の設置が住民の宗教的感情に適合する特別の事由があると市長が認めるときは、この限りではない。」という内容と追加した方が良い。</p> <p>理由としては、住民の日常生活が営まれている場所のすぐ近くにこのような「負の財産」のような施設ができるのは、公衆衛生上、又、その他公共の福祉の見地からみると、著しく支障をきたすものだと考えるからである</p> <p>住環境のすばらしい調布ヶ丘地域に「納骨堂」建設は私は死ぬまで反対を実行します。絶対 建設しないよう市長によりしくお願いします。 市街地でなく人の住んでいない山林等に建設することを希望します。</p>	
72	第10	<p>・第10条 納骨堂の設置場所に関して</p> <p>礼拝の施設として5年以上の経営実績があるものに限る、とい案はありがたいものです。（単なる空きビルがある日突然“寺院”になるということは、あまりに違和感の大きいものだと思うからです。）</p> <p>ただこれに加え、「設置場所は住宅等の敷地から100メートル以上離れた所にする」という内容を追加して頂きたいと思います。</p> <p>（特定の宗教による礼拝等は日常生活を過ごす住宅からある程度距離をとったところで行ってほしい、という精神的問題に加え、やはり不定期に多くの人・車が入りすることになるため、子供が住居周辺を通行したり、遊んだりする際に危険を感じるため、それなりに距離をおいてほしいと考えます。）</p>	

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
73	第10	現在、調布市には子育て世代が日々増えている。住宅街では子供達が健やかに育つようにさらに環境を整備してほしい。今のままでは、地主や企業の営利が優先されてしまう。よって、条例の改正に以下の文言を追加していただきたい。最近ではこのような条例を制定している自治体が増えている。今後も増加していく問題に思われる。このままだと、いつかまた近所に墓地や納骨堂ができるのではと日々不安を感じる。①住宅、学校、保育所、病院、事務所、店舗及びこれらの敷地から墓地、納骨堂までの距離は100メートル以上。	<p>※再掲</p> <p>調布市においては、墓地の設置が不可能となる基準を設ける考えはありません。墓地等は、人の営みの中で必要不可欠な施設であると考えています。しかし、住宅地等に隣接して設置される場合など、墓地等の周辺の環境に対する配慮が必要であると考えており、当条例では、公衆衛生の確保、周辺環境との調和等の観点から、種々の設置基準を設けています。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、「境界に障壁又は密植した樹木の垣根を設けること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。」とする規定を追加いたします。</p> <p>また、周辺の生活環境に配慮を目的に、今回の条例改正において、駐車場の設置基準を定めており、台数については施行規則の中で、納骨堂の基数の1%と規定する予定です。</p>
74	第10	意見：改正案について、以下のとおり記載いたします。 第10条 納骨堂の設置場所 については以下の文言追加をお願いしたく。 「納骨堂設置場所の基準を住宅等の敷地から、50m以上離して設置する。但し、当該納骨堂の設置が住民の宗教的感情に適合する特別の事由があると市長が認めるときにはこの限りではない。」 住民の日常生活が営まれている場所のすぐ近くにこのような施設ができるのは、公衆衛生その他公共の福祉の見地から著しく支障をきたすものとするため。	
75	第11	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご遺体を安置し葬儀を行う葬祭場を納骨堂に併設する場合は、児童福祉施設や児童が遊ぶ公園からも最低200m以上離すことを規定してください。</li> </ul> <p>病院等や特別養護老人ホームに隣接して、納骨堂や葬祭場を設置することはあまり例がないと思いますが、これらの施設からも200m以上の距離を離すことを規定してください。事業者優先ではなく、人の気持ちに寄り添った血の通った条例にしてください。</p>	
納骨堂の構造設備基準（第11条関係）			
76	第11	<p>【4】第11条（納骨堂の構造設備基準）</p> <p>以下の項目追加をお願いします。近年、関東直下型地震をはじめ、巨大地震の備えが周知されつつあります。この政府や各省庁の方針に従い、耐震性についても明記すべきと考えます。修正できない場合はその理由もご説明いただけますようお願いいたします。</p> <p>（8）耐震基準追加</p> <p>建築物の耐震基準の記載がありませんので、条件の明確化ならびに明記をお願いいたします。</p>	<p>本条例は、墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定による、墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等について必要な事項を定めたものであり、建物の耐震性や防災等については、建築基準法等の他法令に従うものと考えております。</p>

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
77	第11	<p>1. 条例の追加</p> <p>(1) 消防法の関係の条文は見当たらない？</p> <p>① 具体的設備</p> <p>② 人員配置</p> <p>③ 消防計画の策定</p> <p>④ 訓練等</p> <p>◎ 厳しい消防法をクリアしないと、「新設許可」に該当しないと、条文を新設できればと思います</p> <p>(2) 災害（地震）対策マニュアル</p> <p>(3) 帰宅困難者対策マニュアル</p> <p>(4) 新型インフルエンザ対策マニュアル</p> <p>① 人が集まる所です。上記程度のマニュアル（2）～（4）は、一般的に必要なと思いますが？</p> <p>② これらを踏まえ、条文の新設が必要と思います。</p>	<p>※再掲</p> <p>本条例は、墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定による、墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等について必要な事項を定めたものであり、建物の耐震性や防災等については、建築基準法等の他法令に従うものと考えております。</p>

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
78	第11	2. 「ゴミ集積設備等」ではなく、「管理事務所、駐車場、トイレを設ける」等、明記する。	条例案第11条第7号に規定する「ゴミ集積設備等」とは、本条例第9条第1項第5号において「ゴミ集積設備、給水設備、便所、管理事務所及び規則で定める基準に適合する駐車場（以下「ゴミ集積設備等」という。）」と規定しており、駐車場も含まれております。
79	第11	<p>③納骨堂の設置場所について            駐車場設置についての規定がないようです。            以下の場合、車によるアクセスが想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者による納骨堂へのお参り</li> <li>・最寄駅から離れた場所での設置</li> </ul> <p>また、駐車場設置場所によっては、交通渋滞を引き起こす場合があります。            例えば、駐車場の出入りの際に、出入り口が狭い、出入りの際に見透しが悪い、対面通行（出る車と入る車の相互通行）が出来ないことによる交通渋滞発生など。            上記を踏まえた条例への追加が必要と考えます。            追加されないのであれば、その具体的な理由についてご説明願います。            （案）            「納骨堂の設置場所には、駐車場を設けることとする。なお、駐車場数については、納骨数、交通量、設置場所へのアクセス（最寄駅からの距離、路線バス等の運行状況）等について、専門家による解析結果による必要最低数以上とする。また、駐車場の設置場所については、交通渋滞を引き起こさないことを配慮した場所に設置することとし、専門家による解析結果を必須とする。」</p>	<p>なお、周辺的生活環境に配慮を目的に、台数については施行規則の中で、納骨堂の基数の1%と規定する予定です。</p>
80	第11	<p>③お墓の総数の100分の1台以上、駐車数を同一施設（敷地）内に確保しなければならない。            理由⇒墓地等は、自家用車でおとづれる確率が多く、お彼岸等では相当数利用するため。</p>	
81	第11	<p>【5】第11条（納骨堂の構造設備基準）            以下の項目追加をお願いします。納骨堂には礼拝施設を敷地内に設置する必要があり、このため車両の出入りがあると考えられる。このため、路上駐車等交通の障害にならないよう、駐車場設置が必須と考えます。修正できない場合はその理由もご説明いただけますようお願いいたします。            （9）同一敷地内に駐車場を設けること。</p>	
82	第11	<p>第11条（7）号            【意見】ゴミ集積設備等を附置することを構造設備等基準に追加することに賛成する。ただし、駐車場台数が重要な意味を有することから、台数基準については、墓地と同等以上の基準を設けることを希望する。            【理由】不特定多数の訪問者が、車で訪れる場合、違法駐停車が増加するなど、近隣の交通渋滞の原因になり、また、見通しが悪くなることにより、事故の増加につながる。特に、調布市では、鉄道の駅から距離があり、公共交通機関の利用が期待できない地域も存在することからすると、車の利用者が多くなることが予想されるため、十分な数の駐車場の確保が必須であると考えます。</p>	

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
83	第11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場付置については、条例で付置義務を定め、台数等の詳細については規則で定めるよう改正してください。</li> </ul>	<p>※再掲</p> <p>条例案第11条第7号に規定する「ごみ集積設備等」とは、本条例第9条第1項第5号において「ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所及び規則で定める基準に適合する駐車場（以下「ごみ集積設備等」という。）」と規定しており、駐車場も含まれております。</p> <p>なお、周辺の生活環境に配慮を目的に、台数については施行規則の中で、納骨堂の基数の1%と規定する予定です。</p>
84	第11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場の設置基準は、墓地についてのみ、規則で台数が定められているが、納骨堂には基準がないので、基準を定めるべきです。</li> </ul>	
85	第11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納骨堂設置場所境界の違法駐車防止や交通安全のために、最寄りの公共交通機関（バス・コミュニティバス除く）の駅から徒歩10分以上の場所に納骨堂を設置する場合は、駐車場台数を墓地と同様に納骨堂の区画数（販売数）の10パーセント以上と規定してください。</li> </ul>	
86	第11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場の場所は納骨堂の敷地内又は隣接地内としてください。</li> </ul>	
87	第11	<p>● 全般（調布市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則）</p> <p>例えば、お彼岸やお盆などの季節には礼拝客の車などで周辺に影響がある。</p> <p>「調布市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則」において、「（駐車場の基準）第9条 条例第9条第5号に規定する規則で定める基準は、駐車台数が墳墓の区画数の5パーセント以上であることとする。」とあるが、納骨堂についても同様の規制が必要である。</p>	
88	第11	<p>住宅街と墓地等の境目に住宅街から見えないように墓地等と同じ高さのへいを作るべきである。</p>	
89	第11	<p>【意見】外部から建物が見えにくくするための設備等を設置することを基準に追加してほしい。具体的には、墓地と同様に緑地帯等の緩衝帯を設けることに加え、障壁又は樹木の垣根を設けなければならないなどの基準を設けることが考えられる。</p> <p>【理由】納骨堂については、墓地等と異なり、遺骨が安置された設備そのものは外部から見えないものの、建物自体が外部から容易に見える状態にあることは、精神衛生等の観点から受け入れがたいため、外部と可能な限り遮断できる設備を設ける必要がある。なお、練馬区の墓地条例第9条第1項第（1）号においては、「納骨堂が存する敷地の境界線に沿って幅員1メートル以上の緩衝緑地を設けること。」とされていることが参考になると考える。</p>	<p>墓地等の設置に当たっては、周辺の環境に対する配慮が必要であると考えており、当条例では、公衆衛生の確保、周辺環境との調和等の観点から、種々の設置基準を設けています。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、「境界に障壁又は密植した樹木の垣根を設けること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。」とする規定を追加いたします。</p>
90	第11	<p>【2】納骨堂の構造基準（第11条関係）</p> <p>納骨堂の周囲に空地を設け、更に外部からそれと認識しづらいように、植樹などの基準を作るべき。</p> <p>少なくとも禁忌施設である以上、近隣住民の日常生活への影響を極力下げる基準を多く作るべき。</p>	
91	第11	<p>3. 「境界には障壁または密植した植栽」を追加する。住民・参拝者双方の精神的配慮として必要と考える。</p>	
92	第11	<p>②墓地、納骨堂との境界には障壁又は垣根を設けること。</p> <p>以上、よろしくお願ひします。</p>	

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
93	第11	<ul style="list-style-type: none"> <li>墓地や納骨堂建設にあたっては、周辺との境界に一定のバッファゾーンを設けるべきである。また、既存建物を用途変更により使用する場合に同様の対応を行うべきである。</li> </ul> <p>（理由） 境界にバッファゾーンがなければ、葬儀等が建物の中で全て行われる場合にも、建物の入り口が道路に面していれば、全ての利用者が速やかに移動することは考えにくく、入り口付近で集まり、停滞するなど十分に考えられるため、日常的に葬儀等が行われていると感じなくてはならない。また、道路交通に支障をきたす恐れもある。</p>	<p>※再掲 墓地等の設置に当たっては、周辺の環境に対する配慮が必要であると考えており、当条例では、公衆衛生の確保、周辺環境との調和等の観点から、種々の設置基準を設けています。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、「境界に障壁又は密植した樹木の垣根を設けること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。」とする規定を追加いたします。</p>
94	第11	<ul style="list-style-type: none"> <li>納骨堂の周囲は、相当の空地を有し、かつ、その境界に障壁又は密植したかん木の垣根等を設けることを規定してください。他市の条例ではこの旨規定されています。他自治体の先進条例を調査のうえご参考にして改正案を修正してください。</li> </ul>	
95	第11	<p>●条例（案） （納骨堂の構造設備等基準） 第11条 【追加】 （8）境界には、障壁又は密植した低木の垣根をもうけること。 （9）納骨堂は焼骨のみの保管とし、遺体を安置しない。又、葬儀は行わない。</p> <p>《理由》 （8）追加理由：死者を納骨しそれを吊る施設である納骨堂が、工場ビルとかわらない外観であるならば、それは単に営業目的で遺骨を保管しているのしか見えない。宗教的感情に根ざすものとしての位置づけと考えるならば、周辺とは画一した物にすべきである。境界線という意味でも必要である。 （9）追加理由：平成26年12月から住民の反対運動が起こっている調布ヶ丘霊廟では、納骨堂と称して21:00まで葬儀もおこない、遺体も安置するとの説明があった。葬儀が行われ、その遺体が住宅地に密接した古い工場跡ビルに置かれている、そんな状況は公衆衛生上容認できない。遺体の病名が伝染病の可能性のあるにも関わらず、病名が見過ごされて、住宅密集地に運ばれ、そのまま安置されれば、ウイルスが蔓延する危険もある。現在ではそのような状況がおこらないと言い切れない。 又、納骨堂での葬儀の規制がなければ、そこは遺骨を収納してある葬祭場と化してしまう。 （8）（9）として追加記載ができないならば、その理由を聞きたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「境界に障壁又は密植した樹木の垣根を設けること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。」とする規定を追加いたします。</p> <p>なお、本条例は、墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定により、墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等について必要な事項を定めたものであり、専ら焼骨のみを対象としております。葬儀場については、建築基準法上の集会場の建築物に該当し、調布市ほっとするふるさととくむ街づくり条例で手続きを規定しております。</p>

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
96	第11	<p>「納骨堂の構造基準第（11条）」について：            市長が認める場合を除く例外条件は不要ではないか？            東京都内の他区・他市の墓地条例を見ても、市長権限の規定はない。東京都の他区、他市の条例との不均衡の点においても問題がある。これらの項目は「第22条：管理者の講ずべき措置」と同様に、明確かつ具体的に規定すべきである。</p>	<p>本条の例外規定に関しては、現に存する納骨堂の変更許可を想定しており、既に近隣の場所に、ごみ集積設備等を有した場合など、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めた場合に限り認めるものであって、適用に当たっては個別具体的に検討することが必要であると考えており、慎重に運用して参ります。</p>
97	第11	<p>「納骨堂の構造基準（第11条）」について：            1. 「当該納骨堂の近隣の場所に、ごみ集積設備等を所有する場合において、設備の全部又は一部を設けないことが支障がないと市長が認めた時は、この限りではない」とあるが、構造基準の項目は、明確に具体的に規定すべきではないか？「近隣の場所」を市長の権限で認めるのは一方的でよい協働関係は得られない。具体的に規定し、事業者と周辺住民との協議の結果にも基づくのが妥当と考える。構造基準に市長権限があると、協議以外の決定権が存在し、良好な協議関係が図られにくいと考える。なお、東京都内の他区・他市の墓地条例同項目について、市長権限の規定はないところが多い。（例：稲城市、中野区、豊島区、墨田区、千葉県四街道市等）</p>	
98	第11	<p>・第11条（7）ごみ集積設備等を附置することについて。「公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めた時は」という一部例外規則を何故設けるのか理解できません。墓地、納骨堂、火葬場についてはその施設の特異性から、その周囲との区画を識別するために、相当の空地を有すること、且つその境界には障壁または密植した垣根を設けるなどの新たな規定が必要であると考えます。また、ごみ集積設備等についても、経営をしようとする敷地内で確保する必要があると考えます。</p>	
99	第11	<p>（2）納骨堂の構造設備基準            ただし？市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときを除く            →どのような場合、このような例外が必要となるのかが理解できない。理由の説明を。            「住み続けたい街づくり」            今後、他市町村のモデルとなる墓地条例改正となるよう、善良な市民を裏切ることのない、行政の判断を切に願います。</p>	

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
100	第11	<p>・第11条（7） ごみ集積設備等を附置することについて。「公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めた時は」という一部例外規則を何故設けるのか理解できません。墓地、納骨堂、火葬場についてはその施設の特異性から、その周囲との区画を識別するために、相当の空地を有すること、且つその境界には障壁または密植した垣根を設けるなどの新たな規定が必要であると考えます。また、ごみ集積設備等についても、経営をしようとする敷地内で確保する必要があると考えます。</p>	<p>本条の例外規定に関しては、現に存する納骨堂の変更許可を想定しており、既に近隣の場所に、ごみ集積設備等を有した場合など、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めた場合に限り認めるものであって、適用に当たっては個別具体的に検討することが必要であると考えており、慎重に運用して参ります。</p> <p>また、墓地等の設置に当たっては、周辺の環境に対する配慮が必要であると考えており、当条例では、公衆衛生の確保、周辺環境との調和等の観点から、種々の設置基準を設けています。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、「境界に障壁又は密植した樹木の垣根を設けること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。」とする規定を追加いたします。</p>
墓地等の計画に係る協議（第14条関係）			
101	第14	<p>・墓地等の計画に係る協議の条文は、市長との協議だけしか規定されていません。文京区、墨田区、中野区、豊島区等の納骨堂に関する条例には、住民と申請予定者との事前協議についての見出しを付けた条文がありますが、調布市の条例にはありません。調布ヶ丘3丁目で納骨堂設置計画を有している申請予定者代理人弁護士は、市民は意見があれば、市に第17条の意見書を出せばいいのであり、本来、事業者は市からのその内容を聞けば済むものだと言っていました。このような事が再発しない条例にしてください。</p>	<p>許可に際しては、計画段階から近隣住民等の理解が得られるよう努力することが望ましいことから、近隣住民等に対する説明会の開催（第16条）や近隣住民等との協議（第17条）を規定し、その手続きを経た後でなければ申請を行うことができないと規定しています。</p>
102	第14	<p>・住民との事前協議の見出しを付けた条文を規定してください。</p>	
103	第14	<p>3. 「市長は、前項の規定による協議があった場合は、申請予定者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。」ではなく「市長との協議の前に関係住民へ説明会及び協議を行わなければならない」に変更。</p>	
104	第14	<p>・第14条墓地等の計画に係る協議について。文京区、墨田区、中野区、豊島区、などのように、事前協議の指導についての条文を追加すべきだと考えます。今回の改正は、「より一層周辺環境との調和を図る観点等から改正する」という理由に基づくものであり、墓地、納骨堂、火葬場についてはその施設の特異性から、近隣及び周辺住民から意見の申し出があった場合は、申請予定者に対し、近隣及び周辺住民との協議を行うよう指導できるようにし、市長はその協議が不十分であると認める場合は、改めて協議を開催することその他必要な措置を講ずるよう指導することができるようにすべきだと考えます。</p>	



NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
105	第14	<p>・第14条墓地等の計画に係る協議について。文京区、墨田区、中野区、豊島区、などのように、事前協議の指導についての条文を追加すべきだと考えます。今回の改正は、「より一層周辺環境との調和を図る観点等から改正する」という理由に基づくものであり、墓地、納骨堂、火葬場についてはその施設の特異性から、近隣及び周辺住民から意見の申し出があった場合は、申請予定者に対し、近隣及び周辺住民との協議を行うよう指導できるようにし、市長はその協議が不十分であると認める場合は、改めて協議を開催することその他必要な措置を講ずるよう指導することができるようにすべきだと考えます。</p>	<p>※再掲 許可に際しては、計画段階から近隣住民等の理解が得られるよう努力することが望ましいことから、近隣住民等に対する説明会の開催（第16条）や近隣住民等との協議（第17条）を規定し、その手続きを経た後でなければ申請を行うことができないと規定しています。</p>
106	第14	<p>「墓地等の計画にかかる協議（第14条）」について： 1. 現行の条例では、事業者は市長と協議の上で、住民に説明する。特例が適用された場合、即許可申請になる。3者の協働関係が図られる機会もない状態である。住民が事業者と直接協議できる機会を保障すべきである。</p>	<p>条例第18条に規定する墓地等の計画に係る協議等の特例の適用については、地方公共団体による行為のほか、個人墓地の経営者の変更や、既に墓地、納骨堂等が運営され、その境内地内の通路の位置や建築物内部のレイアウト変更及び墓地等の区域の減少などの周辺環境に与える影響が軽微なものについて、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたものに限り適用するものであり、その運用に当たっては、慎重に行って参ります。</p>
<p>標識の設置等（第15条関係）</p>			
107	第15	<p>2. 「標識設置の10日前に市長と計画を協議しなければならない」ではなく「標識設置の前に市長に事前申請をする。ただし工事着手前に、住民との協議が成立し、市長と事前協議を行わなければならない」に変更。</p>	<p>本条例は、申請予定者に対し、工事着手前に条例第16、第17条に基づく協議をするよう求めているため、いただいたご意見と同義と考えております。</p>
108	第15	<p>1. 調布市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下条例）15条2において境界からおおむね50メートル以下の距離の範囲内とあるがこれをおおむね100メートル以下の距離の範囲内に変更すべきである、またのことで同3については必要がないと考える。 理由：一般生活の行動範囲としては、子供関連の付き合い、近所付き合い、買い物等の範囲として100メートルを越すことは非常に多い。どちらも通常の生活影響範囲である、其のことから50メートル以下と100メートル以下と区別する理由がない。</p>	<p>調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例では、周辺関係住民への説明範囲として、建築物の敷地境界線からその高さの2倍の水平距離又は20メートルのいずれか広いほうの範囲と規定しております。当条例では、調布市における絶対高さ規制の25メートルを考慮して、50メートル以内と設定しております。 また、墓地等の性質上から、100mの範囲までの周辺関係住民等に対しても、必要な周知を図るよう努めなければならないとしており、同様の説明をするよう指導しています。</p>

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
109	第15	<p>（第15条の2について）</p> <p>「おおむね50メートル以下」とあるが、生活圏として50メートル以下というのは極めて狭い。他の市等では100メートルで規定をすでに実施しているところもある。調布市は、市自体も認識しているように、継続的な都市計画の結果として、大規模なマンションもたち、あらたに転居してくる市民も多く、少なくとも他と同等のレベルでの生活環境を維持することは極めて重要と考えます。100メートル以下が「図るよう努めなければ」では、悪意をもった事業者には何ら法的制限とならないことを理解していただきたい。</p> <p>実際に、現在市民との間で大きな問題となっている、調布ヶ丘の「正善寺別院調布霊廟」の強硬申請をしようとしているケースにおいても、事業者は周辺住民との真の協議をするつもりはなく、最低限の対象者に対して極めて不誠実な対応を実施している。本来、条例で適正な範囲で影響を検討するようにしてあれば、市民の安全や福祉をこれだけ無視した営利事業が、法律の建前だけ進められようとしていること自体受け入れがたい事実である。適正な条例での制限をお願いしたい。</p>	<p>※再掲</p> <p>調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例では、周辺関係住民への説明範囲として、建築物の敷地境界線からその高さの2倍の水平距離又は20メートルのいずれか広いほうの範囲と規定しております。当条例では、調布市における絶対高さ規制の25メートルを考慮して、50メートル以内と設定しております。</p> <p>また、墓地等の性質上から、100mの範囲までの周辺関係住民等に対しても、必要な周知を図るよう努めなければならないとしており、同様の説明をするよう指導しています。</p>
墓地等の計画に係る説明等（第16条関係）			
110	第16	<p>【6】第16条（墓地等の計画に係る説明等）</p> <p>以下の項目追加をお願いします。申請予定者が、住民に対して行われた説明会等で住民から出た意見が十分に反映されている内容かわからないまま市長に提出されることは、住民に不利な内容が報告されている可能性も否定できませんので、住民に公開し意見を述べるあるいは確認できる機会を与えるべきと考えます。修正できない場合はその理由もご説明いただけますようお願いいたします。</p> <p>＜条例改正案＞</p> <p>申請予定者は、墓地等の計画について、規則で定めるところにより、新設許可の申請又は拡張変更許可の申請をしようとする日（以下「申請予定日」という。）の60日前までに隣接関係住民等に説明し、その経過の概要等をその都度、当該説明をした日の翌日から起算して1週間以内に市長に報告しなければならない。</p> <p>＜修正案＞</p> <p>申請予定者は、墓地等の計画について、規則で定めるところにより、新設許可の申請又は拡張変更許可の申請をしようとする日（以下「申請予定日」という。）の60日前までに隣接関係住民等に説明し、その経過の概要等をその都度、当該説明をした日の翌日から起算して1週間以内に市長に報告ならびに隣接関係住民・周辺関係住民等に公開しなければならない。</p> <p>以上</p>	<p>許可に際しては、計画段階から近隣住民等の理解が得られるよう努力することが望ましいことから、近隣住民等に対する説明会の開催（第16条）や近隣住民等との協議（第17条）を規定し、その手続きを経た後でなければ申請を行うことができないと規定しています。</p> <p>そのため、説明は、近隣住民等に対して行われるものであり、当然、その内容について周知されているものであると認識しております。</p>
111	第16	<p>・第16条「申請日の60日前までに隣接関係住民等に説明し」を「申請日の180日前までに隣接関係住民等に説明し」と改正してください。</p>	<p>条例に定めた期間は、申請予定の期日から定めたものであり、必ずしも、住民への説明を経たのち、60日が過ぎれば申請できるものではありません。</p>

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
112	第16	<p>・申請予定日の30日前までに意見書を提出することができるとありますが、15条で説明しようとする日の30日前に標識設置、第16条で申請日の60日前までに隣接関係住民等に説明しと規定されています。</p> <p>現行条例では、住民が計画内容の詳細を知り得てから、意見書を出すまでの間に、事業者が住民との協議に応じないということも想定できます。</p> <p>また、詳細内容を知ってから意見書を出すまで、30日間しかなく住民にとり非常に短い期間です。これら、期間設定の根拠はどこにありますか。</p>	<p>※再掲</p> <p>条例に定めた期間は、申請予定の期日から定めたものであり、必ずしも、住民への説明を経たのち、60日が過ぎれば申請できるものではありません。</p>
113	第16	<p>「墓地等の計画に係る説明等（第16条）」について：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「説明し」では、文書配布のような一方的な説明も含まれる恐れがある。双方向の話し合いができる機会「説明会の開催」を保障すべきであると考え。</li> <li>2. 「申請予定日の60日前までに隣接関係住民等に説明し」ではなく「住民に対し説明会を開催しなければならない」に変更。</li> <li>3. 併せて、「申請予定者は説明会の結果を市長に報告しなければならない。」を追加。</li> </ol>	<p>条例に規定する「説明」とは、墓地等の計画に係る施行規則で定めている事項について、住民等への説明を義務付けているものであり、どのような方法で説明を行っていくのかは、申請予定者の判断に委ねられております。これは、墓地等の計画地の周辺については、時には地権者が少数の場合や、マンション等の立地が多い場合であったりと市内でも地域差があるため、その説明の方法については、こうした状況等を勘案しながら、最も適切な方法で実施することが重要であり、市としても、適切な方法で実施するよう指導していく考えです。なお、申請予定者が説明を行ったときは、その概要を市長へ報告しなければならず、適切な方法で説明が行われなかった場合は、必要に応じ再度説明を行うよう指導することが必要と考えます。</p>
114	第16	<p>（第16条の2について）ここでも、「周辺関係住民等に説明するように努め」にとどまっている。周辺の定義があいまい（狭い）ことに加え、「努める」程度では、無理な説明会日程等を一方的に告知して、単なる手続きで済ませしか実施されない事象が発生している。本来、墓地等は人の一生に関係が深く、周辺住民との合意形成のもとに受け入れられるべきものである。その大前提を崩すことのないよう、厳格な規定を求めます。</p>	<p>許可に際しては、計画段階から近隣住民等の理解が得られるよう努力することが望ましいことから、近隣住民等に対する説明会の開催（第16条）や近隣住民等との協議（第17条）を規定し、その手続きを経た後でなければ申請を行うことができないと規定しています。</p>
意見書の提出等（第17条関係）			
115	第17	<p>（1）第17条 第5項について</p> <p>「申請予定者は、第3項に規定する協議が整った場合その他市長が必要と認めた場合は、・・・」とありますが、何を以って「協議が整った」というのでしょうか、あいまいで。申請予定者の一方的な言い分が通ってしまう内容となっています。また、「その他市長が必要と認めた場合」とありますが、何を以って必要と認めるのでしょうか、こちらもあいまいで。</p> <p>そこで、以下の通り変更すべきと考えます。変更できないのであれば、その明確な理由をご説明願います。</p> <p>「申請予定者は、第3項に規定する協議が整ったと判断した場合は、以下の書類を添付の上、申請予定日の10日前までに市長に報告しなければならない。」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①協議結果報告書（協議開催日、開催場所、開催時間、出席者（数）、協議内容、協議結果を記載の上、何を以って協議が整ったと判断したかがわかる内容を記載のこと。様式：自由）</li> <li>②協議出席者名簿（協議開催日毎に必要。近隣住民の氏名、住所記載のもの）</li> </ol>	<p>許可に際しては、計画段階から近隣住民等の理解が得られるよう努力することが望ましいことから、近隣住民等に対する説明会の開催（第16条）や近隣住民等との協議（第17条）を規定し、その手続きを経た後でなければ申請を行うことができないと規定しています。</p> <p>なお、条例施行規則第18条に「条例第17条第5項の規定による報告は、調布市墓地等協議終了報告書（第17号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。」と規定し、協議に使用した資料、協議の相手方の名簿及び協定書の写しその他の協議が終了したことが確認できる書類等の提出を求めています。</p>

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
116	第17	<p>意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行条例の第17条に記載されている「近隣住民との必要な協議」について、申請予定者が近隣住民との理解を得られるように努めていないと市長が認める事案については、許可をせず、今後の改正条例の対象事案としてもらいたい。</li> </ul> <p>（理由）</p> <p>調布市議会（平成27年3月議会）において、正善寺別院調布市霊廟計画に関する陳情が全会一致で採択された。今回の条例改正のきっかけのひとつであると考えられる。現状問題となっている事案を扱えないのでは、今回の陳情の効果は薄いと感じざるをえない。もう一度この陳情が出された背景を考慮してもらいたい。</p> <p>正善寺別院調布市霊廟計画で、申請者が近隣住民への行っている対応は、意見交換会と称する一方的な説明会で、稚拙な説明を繰り返すのみである。周辺へ及ぼす影響が大きい納骨堂建設という事案に対しては、一定の説明責任があると思われるがその責任を果たしていないどころか、誠実さすら感じられない。</p>	<p>※再掲</p> <p>許可に際しては、計画段階から近隣住民等の理解が得られるよう努力することが望ましいことから、近隣住民等に対する説明会の開催（第16条）や近隣住民等との協議（第17条）を規定し、その手続きを経た後でなければ申請を行うことができないと規定しています。</p> <p>なお、条例施行規則第18条に「条例第17条第5項の規定による報告は、調布市墓地等協議終了報告書（第17号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。」と規定し、協議に使用した資料、協議の相手方の名簿及び協定書の写しその他の協議が終了したことが確認できる書類等の提出を求めています。</p>
117	第17	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正案に現行条例第17条に記載されている「近隣住民との必要な協議」について、こういった形式、内容のものを指すのか、ある程度の定義づけが必要と思われる。</li> </ul> <p>（理由）</p> <p>「近隣住民との必要な協議」は、様々な解釈ができ、申請者側の都合で自由に扱えるため、形骸化してしまう。本来の住民との協議を行うという目的は埋もれてしまっている。（正善寺別院調布市霊廟計画では、協議とみなせるような対応は行われていない。行政担当者にも、その対応のずさんさを認識してもらいたい）</p> <p>納骨堂建設・運営は、地域や近隣への影響が大きく、また公共性も求められるため、申請者には、ある程度の周辺への説明責任、合意形成を図るための努力が求められると考える。</p>	
118	第17	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請予定者は意見書を提出した住民との協議について、市長の命令を受けた場合に必要な協議を行わなければならないとあります。意見書を出さないと協議できないのは市民にとり負担があります。意見の申し出でも事前協議ができるよう改正してください。</li> </ul>	<p>第17条に基づく協議命令の前に、住民との合意形成を図るため、第16条に基づく説明の中で、申請予定者と住民との話し合いを規定しており、その中で質疑応答等ができるものと考えております。</p>
119	第17	<ul style="list-style-type: none"> <li>第17条第5項で、「第3項に規定する協議が整った場合その他市長が必要と定めた場合、規則で定めるところにより、その旨を申請予定日の10日前までに市長に報告しなければならない」と規定されているが、協議が整わず、規則第18条第3号に定める協定書の写しその他協議が終了したことが確認できる書類が添付されていない場合は、許可しないことを明定してください。</li> </ul>	<p>本条例第3条第2項では、経営許可申請があった場合において「第14条から第16条まで及び第17条第3項から第5項までの規定に違反していないこと。」が許可要件である旨を規定しております。</p>

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
120	第17	<p>「意見書の提出（第17条）」について：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 意見書が市を経由するのは協働関係上問題ないと考えが、市長の判断で協議の可否が決まる状態ではなく、住民と事業者および市の3者の協働関係が良好に図れるよう、市の監督のもと、住民と事業者に平等に発言権の機会を十分に保障すべきである。また、協議が成立しなかった場合と成立した場合についても明記すべきである。そして、許可申請した通知についても明記すべきである。</li> <li>2. 「申請予定日の30日前までに市長に意見書を提出することができる」ではなくて「事業者に意見を述べるることができる」に変更する。</li> <li>3. 「市長は意見書の意見に正当な理由があると認めるときは、近隣住民との必要な協議を行うよう命ずることができる」ではなく「意見の申出があった場合は、事前協議を行うよう指導することができる」に変更する。</li> <li>4. 併せて、「協議の結果は市長に報告しなければならない。」を追加する。</li> <li>5. 併せて、「協議が不十分と市長が認めるときは申請予定者に対し、市長は改めて協議を開催を指導することができる」を追加する。</li> <li>6. 併せて、「事前協議で紛糾が生じたときは、事業者は誠意をもって自主的に解決するよう努めなければならない」を追加する。</li> <li>7. 併せて、「協議が成立した場合は、①協議に使用した資料、②協議者の名簿、③協定書等の写しを市長に提出しなければならない」を追加する。</li> <li>8. 「市長は許可したとき、または許可をしないこととしたとき、申請者に通知しなければならない」を追加する。</li> </ol> <p>&lt;現改正（案）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市長と事業者の協議</li> <li>①' 市長より指導・助言</li> <li>②標識の設置</li> <li>③事業者は住民に説明する</li> <li>③' 市長に説明報告</li> <li>④住民は市長に意見書提出 →◎特例</li> <li>④' 市長は理由あれば協議を命ずる</li> <li>④'' 事業者は住民と協議</li> <li>④''' 市長に協議報告</li> </ul> <p>◎特例：市長が認めた時は協議の全部・一部省略 &lt;別案例&gt; *千葉県四街道市墓地条例より</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業者は市長に事前申請</li> <li>②標識の設置</li> <li>②' 市長に標識報告</li> <li>③事業者は住民へ説明会開催</li> <li>③' 市長に説明会報告</li> <li>④住民は事業者に意見を述べるができる</li> <li>④' 事業者は住民と協議</li> <li>④'' 市長に住民協議報告書</li> <li>④''' 住民との協議成立（or 再協議指導）</li> <li>⑤事業者は市長と事前協議【ここまで工事未着手】</li> <li>⑥市長より通知（許可・許可しない）</li> </ul>	<p>許可に際しては、計画段階から近隣住民等の理解が得られるよう努力することが望ましいことから、近隣住民等に対する説明会の開催（第16条）や近隣住民等との協議（第17条）を規定し、その手続きを経た後でなければ申請を行うことができないと規定しています。</p> <p>また、第17条に基づく協議命令の前に、住民との合意形成を図るため、第16条に基づく説明の中で、申請予定者と住民との話し合いを規定しており、その中で質疑応答等できるものと考えております。</p> <p>以上のことから、ご意見の内容と同様のものが、第16条及び第17条に規定していると考えております。</p>

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
墓地等の計画に係る協議等の特例（第18条関係）			
121	第18	④18条の条文を削除していただきたい。市長にどうしてそこまでの権限が与えられるのかわからない。この条文を適用させて建てた墓地・納骨堂に、市長と業者の癒着があったのではと邪推してしまう。	条例第18条に規定する墓地等の計画に係る協議等の特例の適用については、地方公共団体による行為のほか、個人墓地の経営者の変更や、既に墓地、納骨堂等が運営され、その境内地内の通路の位置や建築物内部のレイアウト変更及び墓地等の区域の減少などの周辺環境に与える影響が軽微なものについて、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたものに限り適用するものであり、その運用に当たっては、慎重に行って参ります。
122	第18	<ul style="list-style-type: none"> <li>第18条「第14条から前条までの規定にかかわらず、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、これらの規定による手続の全部又は一部を省略することができる」と規定している、墓地等の計画に係る協議等の特例は削除してください。</li> </ul> 市民を無視した独善的な条文だと感じます。文京区、墨田区。中野区、豊島区、稲城市等の条例に、このような条文はありません。	
123	第18	<ul style="list-style-type: none"> <li>公衆衛生その他公共の福祉の見地から市長が支障がないと認めたときの具体例、想定している例を示してください。</li> </ul>	
124	第18	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮に具体例、想定例があれば、市長が認めた時とせずに、それを条文に盛り込むべきです。第18条は削除すべきです。議決による条例に、安易に市長が特別に認める例外規定を設けることは、市民の信託を得た議会を軽視していることになり、それは市民を軽視していると同義です。</li> </ul>	
125	第18	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年1月に実施されたパブリックコメント結果のNO.4で、「例外についての意見に対して、市長が支障がないと認めるものであっても、第15条から第18条までの住民に対する説明責任をまぬがれるものではありません」と、市の考えが公表されています。</li> </ul> しかし、第18条の条文からは説明責任があることが全く読みとれません。第14条から第17条までの条文を整理して、説明責任あることを事業者（申請予定者）が正しく理解でき、市民にとってもわかりやすい条例になるよう改正してください。第18条を削除してください。	
勧告（第19条関係）			
126	第19	②20条の勧告しても改善されない場合、悪質であるならば1年申請することができないというような、ペナルティを課していただきたい。	違反等が認められる場合は、その態様に応じ、墓地、埋葬等に関する法律の罰則規定により懲役又は罰金刑に科せられます。

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
経営者の講ずべき措置及び管理者の講ずべき措置（第21条の2，第22条関係）			
127	第21条の2	<p>「経営者の講ずべき措置（第21条の2）」について： 市長が認める場合を除く例外条件は不要ではないか？ 東京都内の他区・他市の墓地条例を見ても，市長権限の規定はない。東京都の他区，他市の条例との不均衡の点においても問題がある。これらの項目は「第22条：管理者の講ずべき措置」と同様，明確かつ具体的に規定すべきである。</p>	<p>本条の例外規定は，旧来からある個人墓地等を想定しており，その適用の有無に関しては，慎重な判断が求められているため，別途基準等を定め運用を行いたいと考えております。</p>
128	第21条の2	<p>● 第21条の2 「ただし，特に支障がないと市長が認めた場合は，この限りでない。」とあるが，かなり危険な除外規定である。判断基準をあらかじめ決めておかないと，公平公正な判断ができない。</p>	
129	第21条の2	<p>「経営者の講ずべき措置（第21条の2）」について：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「特に支障がないと市長が認めた場合は，この限りでない」とあるが，各号に掲げる措置（(1)管理運営計画及び維持管理規則の作成，(2)管理運営計画等，(3)請求があったときは開示する，(4)墓地等の使用者に対して，その使用を開始するまでに，管理運営計画等について十分に説明を行う，(5)礼拝をすることができる時間内においては，管理者を配置する）は，経営者及び使用者双方にとって，どれも不可欠な措置である。よって，市長権限の例外条件は不要ではないかと考える。これらの項目は「第22条：管理者の講ずべき措置」と同様に，明確に具体的に規定すべきと考える。</li> <li>2. 経営者の講ずべき措置に市長権限があると，協議以外の決定権が存在し，良好な協議関係が図られにくいと考える。なお，東京都内の他区・他市の墓地条例同項目について，市長権限の規定はないところが多い。（例：文京区，墨田区，中野区，豊島区，等）</li> <li>3. 「経営者として，調布市が実施する「ほっとするふるさとをはぐくむ条例（街づくり条例）」の協働関係者として，街づくりに誠意をもって協力すること」を追加する。</li> <li>4. 「墓地等においては，何人に対しても死者又はその遺族に対して礼を失する行為をさせないこと」を追加する。この条文は管理者だけでなく，経営者も講ずべき事柄と考える。</li> </ol>	<p>本条の例外規定は，旧来からある個人墓地等を想定しており，その適用の有無に関しては，慎重な判断が求められているため，別途基準等を定め運用を行いたいと考えております。なお，管理者の講ずべき措置については，当然ながら経営者にも及ぶものと考えております。</p> <p>また，ご意見を踏まえ，経営者の講ずべき措置として，「墓地等の経営者は，前項に規定するもののほか，周辺地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに，近隣住民等との信頼関係を維持するよう努めなければならない。」との規定を追加します。</p>

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
130	第21条の2	<p>● 第21条の2（経営者の講ずべき措置） この条文を新たに追加する、趣旨、目的、対象者、関係者などが理解できない。（3）からは墓地等の使用者を対象としているようだが、（1）及び（2）も墓地等の使用者を対象としているのか？ また、ここで求めている、管理運営計画及び維持管理規則の作成は、墓地や礼拝施設や納骨堂を新設するときのみか？その後の管理運営計画等の変更なども含めているのか？ なお、2012年の条例制定時のパブリック・コメントの意見「市長は、申請時だけでなく、必要に応じて随時、経営状態や管理状況を事業者から報告させ、中身を把握することの規定を設けること。」に、この第21条の2は含まれるのでしょうか？（この意見に対する市の考え方は、「当条例は、墓地等の経営の許可等に関する条例です。」である。）</p>	<p>ご意見にあるように、使用者を対象とし、管理運営計画及び維持管理規則の作成は、新設、変更を想定しております。 なお、墓地、埋葬等に関する法律に、「都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。」と規定しているため、条文化しておりません。</p>
131	第21条の2	<p>● 第21条の2 「（2）管理運営計画等について、請求があったときはこれに応じて開示すること」とあるが、誰が請求することを想定しているのか？ 関係住民や市民、使用者などか？</p>	<p>使用者を想定しております。</p>
132	第22	<p>③22条に墓地・納骨堂設置後は周辺住民の臭い等の苦情の申し入れがあった場合、早急に真摯な態度で対応しなければならないと明記していただきたい。</p>	<p>墓地、納骨堂等を管理・運営するうえで、公衆衛生上支障がある場合には、公衆衛生の確保を目的とする本条例の趣旨を鑑み、当該宗教法人に改善するよう指導していく必要があると考えております。また、墓地、納骨堂等の管理者は、第22条の規定により墓地等を常に清潔に保つことと規定し、管理者が異臭等について未然に防止し、又は抑制するよう定めております。 なお、ご意見を踏まえ、経営者の講ずべき措置として「墓地等の経営者は、前項に規定するもののほか、周辺地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、近隣住民等との信頼関係を維持するよう努めなければならない。」との規定を追加します。</p>



NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
附則			
133	附則	<p>もし、「調布市墓地等の経営許可に関する条例」（以下、「改正前の条例前の条例」という）に不備が無いと仮定すると、市は「調布市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例（案）」（以下、「改正後の条例」という）を提示する必要がない。しかし、市は「改正後の条例」を提示していることから、「改正前の条例」に不備があることを認めていることになる。</p> <p>「改正後の条例」では、条例附則として、「改正後の条例に規定する納骨堂の設置場所、構造設備等基準は、改正前に墓地等の計画に係る協議等があった納骨堂については、従前の例によるものとする。」としているので、現在、調布ヶ丘3丁目計画されている納骨堂計画に対しては、「改正後の条例」が適用されないことになる。もし、調布ヶ丘3丁目計画されている納骨堂計画に対して「改正後の条例」が適用されない場合、調布ヶ丘3丁目住民は「改正後の条例」の恩恵を得ることが出来ず、他の市民と平等とはならず「法の下での平等」が保てなくなる。したがって、改正前に墓地等の計画に係る協議等があった納骨堂についても、「改正後の条例」を適用すべきである。</p>	<p>現行の条例は、墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴い、墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等の権限が東京都から移譲され、墓地等の経営の許可等について必要な事項を定め、平成24年4月1日付で施行しました。</p> <p>しかしながら、時代の流れとともに、墓地等の設置形態も変化しつつあり、現在は、都心部に建ち並びマンションや一戸建て住宅が多く集まる閑静な住宅街に墓地や納骨堂が設置され、近隣住民との合意形成を図ることが困難となり、紛争を招くことが危惧されています。</p> <p>このことから、周辺地域と調和した環境を保つため、広く市民等から意見を求め、墓地、納骨堂及び火葬場の永続性・安定性などを考慮した見直しを行う必要があるとともに、市の実情に応じた許可基準や手続き等を規定した条例の制定の必要が高まったと判断したため、条例の改正を行うものです。</p> <p>また、条例の遡及適用については、過去の法律関係を覆すこととなるので、一定の制約があるため、適用範囲については慎重な判断が求められます。例えば、刑罰等の罰則の遡及適用は、憲法第39条により許されないものです。本条例の改正に当たっては、既得の権利・地位を害するような遡及適用は、強い公共の福祉に合致しない限り許されないと解されており、そのため、改正後の規定を適用する起点は、施行日以後に実施する第14条第1項の規定による協議としております。</p>
134	附則	<p>3. 削除を提案</p> <p>下記条項は、本条例の改正の趣旨から逸脱するものであり、何故に旧法を適用する必要がないと考えます。</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第21条の2を加える改正規定及び第22条の改正規定は、平成27年月日から施行する。</p> <p>10/10 新旧</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例による改正後の調布市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第10条及び第11条の規定は、前項本文に規定する日以後の改正後の条例第3条の規定による新設許可に係る第14条の規定による協議又は第4条の規定による変更許可の申請（以下「許可協議等」という。）に係る納骨堂について適用し、同日前の許可協議等に係る納骨堂については、なお従前の例による。</p> <p>3 第1項ただし書に規定する日において、この条例による改正前の調布市墓地等の経営の許可等に関する条例第3条又は第4条の規定による新設許可又は変更許可の申請に係る墓地等については、第1項ただし書に規定する日から市長が別に定める日までの間、改正後の条例第21条の2の規定は、適用しない。</p> <p>市としての意見をお聞かせください。</p>	

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
135	附則	<p>基本的に計画者は条例に基づいた手続きを踏まえれば、墓地等の経営許可はおりるといのが実情で、地域住民は住民説明会で要望を訴えたところで、結局のところ形式的に説明会を実施してさえいれば、市は許可をせざるを得ないというのが、過去の実績です。</p> <p>住民の不満内容は当然多岐に渡り、折り合いが難しい点もあるとの認識は持っていますがある程度パターン化されているのも事実です。</p> <p>この度の第10条の条件追加は、調布市に限らず世間的に問題認識を持ちつつも、その立証が困難な「名義貸し」に一定の制約を設けるという点で意義ある一文と考えます。「名義貸し」を行う計画者においては、上述の通り条例を形式要件として計画を押し切る特徴があり、当然、条例の根幹にある周辺環境との調和などは期待できません。</p> <p>附則には、改正前に墓地等の計画に係る協議等があった納骨堂については、改正前の条例に従うとの内容の記載がありますが、これでは駆け込みの計画ラッシュが予想され、極めて危険な状況をつくることになり兼ねます。見直しを検討願います。</p> <p>更に、「改正前の条例に従う」適用とするならば、現在計画中の案件は、この度の改正内容に逸脱した施設にも拘わらず、調布市は全面的に認めることとなります。計画タイミングの違いで、〇か×で2分割するのではなく、5年以上の経営実績ができる日まで、改正目的に適った運営がなされているか継続的にモニタリングする仕組みをご検討願います。</p> <p>以上</p>	<p>※再掲</p> <p>現行の条例は、墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴い、墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等の権限が東京都から移譲され、墓地等の経営の許可等について必要な事項を定め、平成24年4月1日付けで施行しました。</p> <p>しかしながら、時代の流れとともに、墓地等の設置形態も変化しつつあり、現在は、都心部に建ち並ぶマンションや一戸建て住宅が多く集まる閑静な住宅街に墓地や納骨堂が設置され、近隣住民との合意形成を図ることが困難となり、紛争を招くことが危惧されています。</p> <p>このことから、周辺地域と調和した環境を保つため、広く市民等から意見を求め、墓地、納骨堂及び火葬場の永続性・安定性などを考慮した見直しを行う必要があるとともに、市の実情に応じた許可基準や手続き等を規定した条例の制定の必要が高まったと判断したため、条例の改正を行うものです。</p> <p>また、条例の遡及適用については、過去の法律関係を覆すこととなるので、一定の制約があるため、適用範囲については慎重な判断が求められます。例えば、刑罰等の罰則の遡及適用は、憲法第39条により許されないものです。本条例の改正に当たっては、既得の権利・地位を害するような遡及適用は、強い公共の福祉に合致しない限り許されないと解されており、そのため、改正後の規定を適用する起点は、施行日以後に実施する第14条第1項の規定による協議としております。</p>
136	附則	<p>現在許可協議分も含め改正条例を適用してください。</p> <p>これは他、地方公共団体に比べて条例の改正が遅すぎます。調布市の怠慢です。ルイシャトレ調布および近隣調布ヶ丘の住民は大部分が、調布ヶ丘の案件に対して反対です。</p> <p>周辺環境との調和を考えるのであれば、現在協議分も即含めるべきです。</p>	
137	附則	<p>2) (施行期日) 1 市民生活を保護することが目的の条例で、実際に現在調布ヶ丘で問題化している事案を解決させるため、第10条(2)も遡及させて適用すべきである。</p>	
138	附則	<p>3) (経過措置) 2, 3 現在、調布ヶ丘での事案が問題化しており、市役所側にも働きかけを行い、当然市役所側も理解しているにもかかわらず、納骨堂経営側に有利は本条項を入れ、市民側の生活を不都合にするのか理解ができない。本条項は削除し、現在問題化している事案を解決するべきである。</p>	
139	附則	<p>2) (施行期日) 1 市民生活を保護することが目的の条例で、実際に現在調布ヶ丘で問題化している事案を解決させるため、第10条(2)も遡及させて適用するべきである。</p>	

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
140	附則	3) (経過措置) 2, 3 現在、調布ヶ丘での事案が問題化しており、市役所側にも働きかけを行い、当然市役所側も理解しているにもかかわらず、納骨堂経営側に有利は本条項を入れ、市民側の生活を不都合にするのか理解ができない。本条項は削除し、現在問題化している事案を解決するべきである。	※再掲 現行の条例は、墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴い、墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等の権限が東京都から移譲され、墓地等の経営の許可等について必要な事項を定め、平成24年4月1日付けて施行しました。
141	附則	2) (施行期日) 1 市民生活を保護することが目的の条例で、実際に現在調布ヶ丘で問題化している事案を解決させるため、第10条(2)も遡及させて適用するべきである。	しかしながら、時代の流れとともに、墓地等の設置形態も変化しつつあり、現在は、都心部に建ち並ぶマンションや一戸建て住宅が多く集まる閑静な住宅街に墓地や納骨堂が設置され、近隣住民との合意形成を図ることが困難となり、紛争を招くことが危惧されています。
142	附則	3) (経過措置) 2, 3 現在、調布ヶ丘での事案が問題化しており、市役所側にも働きかけを行い、当然市役所側も理解しているにもかかわらず、納骨堂経営側に有利は本条項を入れ、市民側の生活を不都合にするのか理解ができない。本条項は削除し、現在問題化している事案を解決するべきである。	このことから、周辺地域と調和した環境を保つため、広く市民等から意見を求め、墓地、納骨堂及び火葬場の永続性・安定性などを考慮した見直しを行う必要があるとともに、市の実情に応じた許可基準や手続き等を規定した条例の制定の必要が高まったと判断したため、条例の改正を行うものです。
143	附則	⑦以上の新たに組み込まれた条文、変更箇所の適用を平成27年7月1日までに着工している建物以外にしていきたい。 申請中・計画中のものは、変更後の条文を適用してもう一度、調布市にとって、また、調布市民にとって必要な施設なのか、負の遺産、周辺住民の負担にならないのか考えていただきたい。	また、条例の遡及適用については、過去の法律関係を覆すこととなるので、一定の制約があるため、適用範囲については慎重な判断が求められます。例えば、刑罰等の罰則の遡及適用は、憲法第39条により許されないものです。本条例の改正に当たっては、既得の権利・地位を害するような遡及適用は、強い公共の福祉に合致しない限り許されないと解されており、そのため、改正後の規定を適用する起点は、施行日以後に実施する第14条第1項の規定による協議としております。
144	附則	【3】その他(条例附則関係) 施行期日前に近隣住民との協議が完了していない場合は、旧条例で判断するのではなく、改正後条例を適用すべき(千葉県四街道市条例参照)。 調布市の現行条例は事業者にとって制限が少なすぎるからこそ、調布ヶ丘事例のような既存建物の転用を許してしまっている。その部分を解消するための条例改正と認識しているので、少なくとも住民との協議が完了していない事例は改正条例の適用とすることで、近隣住民の権利保護を図ることは調布市民全体の利益に合うものと考えます。 この部分の近隣住民保護を厚くしないと、これまでの条例不備を放置した調布市に対して、住民からの訴訟を誘引するものとなりかねない。 以上	
145	附則	②上記①にて、市内において、納骨堂設置計画が発生したことが起因であれば、現状の条例では不十分であり、納骨堂設置計画が予定されている近隣住民の生活が脅かされる恐れがあるため、条例改正は、当該納骨堂設置計画に対しても適用すべきと考えます。それゆえ、附則2項および3項(経過措置)については、不要と考えますので、削除をお願いいたします。削除できないのであれば、その具体的な理由についてご説明願います。	

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
146	附則	<p>（２） 附則（経過措置について）</p> <p>条例改正のきっかけとなったのが、調布ヶ丘の霊廟設置計画だと理解しています。現在の条例では問題があり、見直す必要があるからこそこの改正です。現在、協議中であろうとも、遡及して適用すべきと考えます。このため、経過措置は不要です。削除してください。削除できないのであれば、その明確な理由をご説明願います。以上</p>	<p>※再掲</p> <p>現行の条例は、墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴い、墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等の権限が東京都から移譲され、墓地等の経営の許可等について必要な事項を定め、平成24年4月1日付で施行しました。</p> <p>しかしながら、時代の流れとともに、墓地等の設置形態も変化しつつあり、現在は、都心部に建ち並ぶマンションや一戸建て住宅が多く集まる閑静な住宅街に墓地や納骨堂が設置され、近隣住民との合意形成を図ることが困難となり、紛争を招くことが危惧されています。</p>
147	附則	<p>・第2項と第3項は、削除してください。</p> <p>既に許可を受け設置工事中とは違い、事前協議中の計画段階の計画については、条例改正の理由に則り、改正案を適用すべきです。</p> <p>既存不適格を了とするような特権を、まだ許可していない計画に与えるべきではありません。</p>	<p>このことから、周辺地域と調和した環境を保つため、広く市民等から意見を求め、墓地、納骨堂及び火葬場の永続性・安定性などを考慮した見直しを行う必要があるとともに、市の実情に応じた許可基準や手続き等を規定した条例の制定の必要が高まったと判断したため、条例の改正を行うものです。</p>
148	附則	<p>意見</p> <p>調布市のホームページから今までの条例と新たな条例（案）の比較を読みました。1か所だけどうしても納得がいかない箇所があります。それは下記の部分です。</p> <p>（６）その他（条例附則）</p> <p>ア 改正後の条例に規定する納骨堂の設置場所、構造設備等基準は、改正前に墓地等の計画に係る協議等があった納骨堂については、従前の例によるものとする。</p> <p>今まで欠けていた納骨堂に対する条例作成を検討していただき大変うれしくおもいます。しかし、市民の一人として、この条例はいったい何の為に改正なのかと疑問です。今回の条例改正（案）は今問題になっている「正善寺別院調布霊廟」が市民の生活に大きな影響を及ぼすと皆様が認めた為だとも思うのです。</p> <p>それなのに、今問題になっている解決にはなっていないのではないのでしょうか？条例を急いで改正をしようとするのは有りがたいのですが、今問題になっているのは「やむを得ない、今後の納骨堂設置するための条例改正である」等とは絶対言ってほしくありません。今が問題なのです。すでに正善寺顧問弁護士には「条例改正は今回適用にならない」と市側でお話したようですが…どうなのでしょう？問題になっているのを承知の上でこんな話をされるとは…まさか調布市職員という言葉とは信じられません。</p> <p>事業者と市民との仲介役になるべき立場ではないのでしょうか？一方的に業者側に立つことのないように、お願いしたいと思います。</p> <p>以上のことから</p> <p>（６）その他（条例附則）</p> <p>ア 改正後の条例に規定する納骨堂の設置場所、構造設備等基準は、改正前に墓地等の計画に係る協議等があった納骨堂については、従前の例によるものとする。を「改正前に墓地等の計画に係る協議等があった納骨堂についても対象とする」に変更を希望します。</p>	<p>また、条例の遡及適用については、過去の法律関係を覆すこととなるので、一定の制約があるため、適用範囲については慎重な判断が求められます。例えば、刑罰等の罰則の遡及適用は、憲法第39条により許されないものです。本条例の改正に当たっては、既得の権利・地位を害するような遡及適用は、強い公共の福祉に合致しない限り許されないと解されており、そのため、改正後の規定を適用する起点は、施行日以後に実施する第14条第1項の規定による協議としております。</p>

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
149	附則	<p>附則（ア）について：  なぜ「改正前に墓地等の計画にかかる協議等があった納骨堂については、従前の例によるものとする」と限定的な例外があるのか？不要であるので、削除してほしい。墓地、納骨堂または火葬場ともに等しく扱うべきだ。現行の条例では不十分なので改正（案）が審議されている。改正前に計画があっても、設置はこれからであり、申請許可の時点で条例と照らし合わせるが、従前の条例では意味がない。また、条例改正を行う意義も半減する。</p>	<p>※再掲  現行の条例は、墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴い、墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等の権限が東京都から移譲され、墓地等の経営の許可等について必要な事項を定め、平成24年4月1日付で施行しました。  しかしながら、時代の流れとともに、墓地等の設置形態も変化しつつあり、現在は、都心部に建ち並ぶマンションや一戸建て住宅が多く集まる閑静な住宅街に墓地や納骨堂が設置され、近隣住民との合意形成を図ることが困難となり、紛争を招くことが危惧されています。</p>
150	附則	<p>附則（イ）について：「改正前の…規定に基づき申請のあった墓地等については、市長が定めるまでの間、改正後の規定を適用しないものとする」という例外はなぜか？</p>	<p>このことから、周辺地域と調和した環境を保つため、広く市民等から意見を求め、墓地、納骨堂及び火葬場の永続性・安定性などを考慮した見直しを行う必要があるとともに、市の実情に応じた許可基準や手続き等を規定した条例の制定の必要が高まったと判断したため、条例の改正を行うものです。</p>
151	附則	<p>附則2（経過措置）について：  なぜ「同日前の許可協議等に係る納骨堂については、なお従前の例による」とする限定的な例外があるのか？この一文は不要であり、削除すべきと考える。  なぜならば、墓地、納骨堂または火葬場、共に等しく規定すべきだ。現行の条例では不十分な部分があり、今回条例が見直されている。改正前に計画が持ち上がっても、協議が完了していない場合、許可申請の時点をもって、その時点の条例と照らし合わせ、許可の判断するのが妥当と考える。従前の条例に従って経営許可を判断しては意味がない。現行の条例の問題点に気づき条例改正を行いながら、従前の条例に従って許可をしては、条例改正を行う意義がない。  附則3（経過措置）について：  「改正前の…（略）…規定に基づき申請のあった墓地等については、市長が別に定めるまでの間、条例第21条の2の規定は、適用しない」という例外の根拠は何か？経営者および使用者双方に重要な措置であると考え。例外なく適用すべきである。</p>	<p>また、条例の遡及適用については、過去の法律関係を覆すこととなるので、一定の制約があるため、適用範囲については慎重な判断が求められます。例えば、刑罰等の罰則の遡及適用は、憲法第39条により許されないものです。本条例の改正に当たっては、既得の権利・地位を害するような遡及適用は、強い公共の福祉に合致しない限り許されないと解されており、そのため、改正後の規定を適用する起点は、施行日以後に実施する第14条第1項の規定による協議としております。</p>

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
152	附則	<p>件名:調布市墓地条例等の経営の許可に関する条例の一部を改正する条例（案）について</p> <p>上記につき、意見を申し上げます。</p> <p>墓地条例改正（案）の内容すべてにおいて、不完全さを感じている。</p> <p>もっとも不自然で、疑問に思う点は（6）その他（条例附則）である。</p> <p>この附則により、あきらかに条例改正の適用を免れる案件がある以上、なぜまだ協議段階でしかない納骨堂計画を特別扱いする必要があるのか、不信感を抱かすにはいられない。</p> <p>市は事前の協議段階で事業者側にいかなる説明をしているのか？</p> <p>現時点で市民はその事前協議の内容を知る術がない。</p> <p>計画予定地の地域住民は調布市に対し、職務権限を濫用し、事前承認を行なっている可能性さえあるのではないかとという疑念も持ち始めている。</p> <p>その疑いを晴らす意味でも、なぜこのような附則をつける必要があるのか、例外をつくる必要があるのか、納得のいく説明を求める。</p> <p>今回の墓地条例改正は既に承知の通り、マスコミにも取り扱われるほど世間の注目を集めている。（都政新報、産経新聞）当然、今後の調布市の行政判断についても注目されることになる。</p> <p>墓地、納骨堂は「調布市ほっとする街づくり条例」にも記載のある葬祭場、いわゆる禁忌施設に当たる。</p> <p>調布市の市民憲章、あるいは条例の目的で定められている、市街地として調和を取ることを前提とした「住み続けたい緑につつまれるまち 調布」その看板に偽りのない、公平公正な条例改正であるべきだ。</p> <p>特定事業者のみ優遇されることのない、市民、事業者及び市の協働による街づくりを実現すべく、墓地条例改正につき、調布市行政の今後の正しい判断を求める。</p> <p>→正式な申請手続きが為されていない事前協議の段階の事案について、それを市が保護、優遇し、なおかつ「納骨堂については」とまで限定し従前の例によるものとする条例策定（案）は、常識的に考えておかしい。</p>	<p>※再掲</p> <p>現行の条例は、墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴い、墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等の権限が東京都から移譲され、墓地等の経営の許可等について必要な事項を定め、平成24年4月1日付で施行しました。</p> <p>しかしながら、時代の流れとともに、墓地等の設置形態も変化しつつあり、現在は、都心部に建ち並ぶマンションや一戸建て住宅が多く集まる閑静な住宅街に墓地や納骨堂が設置され、近隣住民との合意形成を図ることが困難となり、紛争を招くことが危惧されています。</p> <p>このことから、周辺地域と調和した環境を保つため、広く市民等から意見を求め、墓地、納骨堂及び火葬場の永続性・安定性などを考慮した見直しを行う必要があるとともに、市の実情に応じた許可基準や手続き等を規定した条例の制定の必要が高まったと判断したため、条例の改正を行うものです。</p> <p>また、条例の遡及適用については、過去の法律関係を覆すこととなるので、一定の制約があるため、適用範囲については慎重な判断が求められます。例えば、刑罰等の罰則の遡及適用は、憲法第39条により許されないものです。本条例の改正に当たっては、既得の権利・地位を害するような遡及適用は、強い公共の福祉に合致しない限り許されないと解されており、そのため、改正後の規定を適用する起点は、施行日以後に実施する第14条第1項の規定による協議としております。</p>

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
153	附則	<p>（附則について）今回に墓地等の経営許可に対する見直しの考え方は非常に賛同しております。しかしながら、そもそも他の区・市が都条例の見直しに伴い、もっと早い段階で、営利目的で事業運営実態の無い名義貸しともとえられる事業者が、住宅地やビル・マンションの一面など、何ら周囲の住民の安全や福祉にまったく配慮されないようなケースでの申請が起り得る状況へ対応できていなかったことを考えると、まだ事業開始となっていないケースにおいても、今回の新たな条例に基づいた計画の厳格な見直し等を求めるような条例に変更していただきたい。特に、納骨堂などは、火葬などとは必要となる施設が異なるため、原案の条例でも十分な規制がなされていないと考えます。空いているスペースいっぱいにお墓を受け入れ、自らの責任において駐車場なども確保できないような施設ができてしまうと、特に交通面で想定以上の問題に発展すると考えます。渋滞・違法駐車・交通事故など、高齢者や妊婦や子供といった地域社会で守るべき対象が過剰に危険な環境となることだけは、選挙権も持ち、納税をしている一市民としては断固として賛成できません。</p>	<p>※再掲</p> <p>現行の条例は、墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴い、墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等の権限が東京都から移譲され、墓地等の経営の許可等について必要な事項を定め、平成24年4月1日付で施行しました。</p> <p>しかしながら、時代の流れとともに、墓地等の設置形態も変化しつつあり、現在は、都心部に建ち並ぶマンションや一戸建て住宅が多く集まる閑静な住宅街に墓地や納骨堂が設置され、近隣住民との合意形成を図ることが困難となり、紛争を招くことが危惧されています。</p> <p>このことから、周辺地域と調和した環境を保つため、広く市民等から意見を求め、墓地、納骨堂及び火葬場の永続性・安定性などを考慮した見直しを行う必要があるとともに、市の実情に応じた許可基準や手続き等を規定した条例の制定の必要が高まったと判断したため、条例の改正を行うものです。</p> <p>また、条例の遡及適用については、過去の法律関係を覆すこととなるので、一定の制約があるため、適用範囲については慎重な判断が求められます。例えば、刑罰等の罰則の遡及適用は、憲法第39条により許されないものです。本条例の改正に当たっては、既得の権利・地位を害するような遡及適用は、強い公共の福祉に合致しない限り許されないと解されており、そのため、改正後の規定を適用する起点は、施行日以後に実施する第14条第1項の規定による協議としております。</p>
154	附則	<p>・条例の改正（案）に取り組んでいただいたことは評価します。</p> <p>しかし（6）その他（条例附則）には大反対です。</p> <p>そもそも、この改正（案）については、出されるにいたった背景には、「調布ヶ丘、ニビックビル」を納骨堂にすることを巡るのに近くの住民とのトラブルが大なることがあります。殆ど納骨堂建設について大部分の調布ヶ丘に居住している住民は反対の意見です。</p> <p>その原因となった、この納骨堂を除外する理由が理解出来ません。</p> <p>周辺環境との調和を図る為の改正であるならば現在トラブルになっている所は、そのまま放置されるのでしょうか。断固、納得できません。</p>	
155	附則	<p>条例の改正（案）に取り組んでいただいたことは評価したいと思います。</p> <p>しかし、（6）その他（条例附則）には反対です。</p> <p>そもそもこの改正（案）が出されるにいたった背景には調布ヶ丘ニビックビルを納骨堂にすることを巡る住民とのトラブルがあります。</p> <p>その原因となったこの納骨堂を除外する理由がわかりません。</p> <p>周辺環境との調和を図るための改正であるならば現在トラブルになっている所はそのまま放置されるのでしょうか。納得できません。</p>	
156	附則	<p>・条例附則「改正後の条例に規定する納骨堂の設置場所、構造設備等基準は、改正前に墓地等の計画に係る協議等があった納骨堂については、従前の例によるものとする」について→この部分は納得がいきません。</p> <p>空きビルが突然「寺院」とされることに対し、非常識であると考える人は多いのではないのでしょうか。</p> <p>調布市内でこのような事例を、1例でもおこさないで頂きたいと思います。</p> <p>条例改正前の事業計画に対しても、この改正案を適用させて設置をして頂きたい、と強く思います。</p>	

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
157	附則	<p>条例附則について  改正後の条例に規定する納骨堂の設置場所、構造設備等基準は、改正前の墓地等の計画に係る協議等については、従前の例によるものとする。  なぜこのような附則をつけたのでしょうか。疑問です。  今、私の家の近くに納骨堂ができようとしています。  せっかく墓地条例が改正されると思ったら、こんな附則がついているがために、このままでは結局何も変わりません。  なぜこの附則をつける必要があるのか住民に分かりやすく説明を求めます。</p>	<p>※再掲  現行の条例は、墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴い、墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等の権限が東京都から移譲され、墓地等の経営の許可等について必要な事項を定め、平成24年4月1日付で施行しました。  しかしながら、時代の流れとともに、墓地等の設置形態も変化しつつあり、現在は、都心部に建ち並ぶマンションや一戸建て住宅が多く集まる閑静な住宅街に墓地や納骨堂が設置され、近隣住民との合意形成を図ることが困難となり、紛争を招くことが危惧されています。</p>
158	附則	<p>下記の改正条例案（条例附則（6））について、意見させていただきます。  （6） その他（条例附則） ア 改正後の条例に規定する納骨堂の設置場所、構造設備等基準は、改正前に墓地等の計画に係る協議等があった納骨堂は従前の例によるものとする  拝見させて頂き思ったことは、「誰の為の、何の為の条例附則なのだろうか？」という事です。  まず、事業者の観点で申し上げますと、当条例附則は、改正前に協議が出来ないもの（以降の新規事業者）にとっては参入の障壁になり、一方で改正前に協議している事業者にとっては、協議が認められてしまえば、独占的な権利を維持できる期間が今よりも長くなります。改正前に協議している事業者のみが利益を得る当条例附則は、公平性を欠きます。誰の為の、何の為の条例附則なのでしょう？  また、ご存知のとおり調布が丘では正善寺の納骨堂工事が今まさに計画されており、地域住民の猛反対に関わらず事業者は強行的に計画を続行する姿勢を見せております。（協議を形式上、正式と認めさせるために、条例の抜け道を作っているようにも見えます。）条例とは、何のためにあるのでしょうか？  地域ブランドの維持発展、市民または事業者の権利保護等、様々な理由があると思いますが、共通する目的は、調布で生活する多くの人（とりわけ地域住民）が幸せを感じられる地域社会の実現ではないかと考えます。  上記から述べたいのは、当条例附則案は、一般市民にとって不利益であり、一部の事業者（特に正善寺の納骨堂計画事業者）のみが利益を得る不公平な文言であり、削除すべきである。ということです。  正善寺の納骨堂計画の件で申し上げますと、計画されている場所は、元々、現市長が選挙対策事務所として利用していた場所であり、万が一、事務所を提供していた事業者が最も利益を得るこの当条例附則案が通過するとなれば、そして、納骨堂計画の申請が承認されるのであれば、決定に至るプロセスは極めて不透明であり政治不信を抱かすにはいられません。住民が納得するまで話し合われるべきですし、住民が納得が得られない限り、現時点で、当条例附則は削除すべきです。  今後も市民の声に耳を傾けながら、透明性を保ち議論を進め、納得できる決定となることを期待します。納骨堂計画についても、時間は惜しみませんので、納得できるまで意見交換させて頂きたいと思っております。</p>	<p>このことから、周辺地域と調和した環境を保つため、広く市民等から意見を求め、墓地、納骨堂及び火葬場の永続性・安定性などを考慮した見直しを行う必要があるとともに、市の実情に応じた許可基準や手続き等を規定した条例の制定の必要が高まったと判断したため、条例の改正を行うものです。  また、条例の遡及適用については、過去の法律関係を覆すこととなるので、一定の制約があるため、適用範囲については慎重な判断が求められます。例えば、刑罰等の罰則の遡及適用は、憲法第39条により許されないものです。本条例の改正に当たっては、既得の権利・地位を害するような遡及適用は、強い公共の福祉に合致しない限り許されないと解されており、そのため、改正後の規定を適用する起点は、施行日以後に実施する第14条第1項の規定による協議としております。</p>



NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
159	附則	<p>今回の改正条例案の発端となっていると思われる、正善寺別院調布霊廟計画のある近くに住んでおります。</p> <p>確かに準工業地帯と説明を受けた上で移り住みましたが、近くに寺や神社などはなく、スーパーや近隣のマンション群があることを確認していたため、まさかこの場所に納骨堂が出来るとは思ってもよらないことでした。</p> <p>今回の改正案が提出され、パブリックコメントを募るほど重要な内容であるものの場合、計画中の案件を含め、条例案は速やかに適用されるべきではないでしょうか。未だに計画中であるならば、取り止めることができます。</p> <p>今回の発端となり、改正案が出されるほど物議を醸し出している計画は、やはりそのまま押し進めていいとは思いません。</p> <p>今後長く住もうと決めた住民にとって、住環境は大切なものであり、突如所縁の無い土地に寺の別院という名の納骨堂が建つことには、抵抗を覚えます。</p> <p>住み良い街作りを目指して日頃働いて頂いている調布市役所の方を信頼し、コメントを提出したいと思います。どうぞ宜しくお願いいたします。</p>	<p>※再掲</p> <p>現行の条例は、墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴い、墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等の権限が東京都から移譲され、墓地等の経営の許可等について必要な事項を定め、平成24年4月1日付で施行しました。</p> <p>しかしながら、時代の流れとともに、墓地等の設置形態も変化しつつあり、現在は、都心部に建ち並ぶマンションや一戸建て住宅が多く集まる閑静な住宅街に墓地や納骨堂が設置され、近隣住民との合意形成を図ることが困難となり、紛争を招くことが危惧されています。</p> <p>このことから、周辺地域と調和した環境を保つため、広く市民等から意見を求め、墓地、納骨堂及び火葬場の永続性・安定性などを考慮した見直しを行う必要があるとともに、市の実情に応じた許可基準や手続き等を規定した条例の制定の必要が高まったと判断したため、条例の改正を行うものです。</p> <p>また、条例の遡及適用については、過去の法律関係を覆すこととなるので、一定の制約があるため、適用範囲については慎重な判断が求められます。例えば、刑罰等の罰則の遡及適用は、憲法第39条により許されないものです。本条例の改正に当たっては、既得の権利・地位を害するような遡及適用は、強い公共の福祉に合致しない限り許されないと解されており、そのため、改正後の規定を適用する起点は、施行日以後に実施する第14条第1項の規定による協議としております。</p>
160	附則	<p>●調布市墓地等の経営の許可等に関する条例（案）は、調布市都市整備部都市計画課が起案し、条例（案）をホームページにアップする許可権限は都市整備部都市計画課部長にあると伺いました。</p> <p>条例改正にあたり、「今の条例で協議中の事業者については、その事業者に不利益を与えるものにはいけない」と都市計画課の方がおっしゃいましたが、それは何の法律の何条に書かれているのか教えてください。書いてないのであれば、どうしてそのことをおっしゃったのか、理由を教えてください。</p>	
161	附則	<p>?意見?</p> <p>まず調布市市民として、今回の条例改正案の早急な対応をされた調布市に対して感謝申し上げます。条例改正案に対して、以下の質問および修正意見を提出させていただきます。</p> <p>【1】改正案では附則として三項追加されていますが、附則の2、3は不要と考えます。この附則を追加した理由をご説明いただけますでしょうか？特に附則2については納骨堂のみ適用することになっていますが、なぜ納骨堂のみ適用するのかご説明をお願いします。</p>	<p>条例の遡及適用については、過去の法律関係を覆すこととなるので、一定の制約があるため、適用範囲については慎重な判断が求められます。例えば、刑罰等の罰則の遡及適用は、憲法第39条により許されないものです。本条例の改正に当たっては、既得の権利・地位を害するような遡及適用は、強い公共の福祉に合致しない限り許されないと解されており、そのため、改正後の規定を適用する起点は、施行日以後に実施する第14条第1項の規定による協議としております。</p> <p>また、今回の条例改正では、墓地に係る基準等についての変更はなく、納骨堂の基準のみ変更を予定しているため、附則2については、納骨堂のみの適用となっております。なお、この条文については「この条例による改正後の調布市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第10条、第11条及び第14条第1項の規定は、前項本文に規定する日以後に改正後の条例第4条第2項に規定する変更等許可の申請又は改正後の条例第14条第1項の規定による協議をする納骨堂の計画に係るものについて適用し、同日前にこの条例による改正前の調布市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第4条第2項に規定する変更等許可の申請又は改正前の条例第14条第1項の規定による協議をした納骨堂の計画に係るものについては、なお従前の例による。」とします。</p>

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
162	附則	<p>2、（経過措置）2において同日前の協議等に係る納骨堂については、なお従前の例による。とあるがこの項目は削除すべきである。</p> <p>理由：条例の墓地等とは、墓地、納骨堂、火葬場をさしている、その中で墓地、火葬場が含まれず、納骨堂だけが（経過措置）2において取り上げられるのは公平性に欠けるしその明確な理由が示されていない。もし納骨堂だけを取り上げるのであればその理由を公表すべきである。</p>	<p>※再掲</p> <p>条例の遡及適用については、過去の法律関係を覆すこととなるので、一定の制約があるため、適用範囲については慎重な判断が求められます。例えば、刑罰等の罰則の遡及適用は、憲法第39条により許されないものです。本条例の改正に当たっては、既得の権利・地位を害するような遡及適用は、強い公共の福祉に合致しない限り許されないと解されており。そのため、改正後の規定を適用する起点は、施行日以後に実施する第14条第1項の規定による協議としております。</p>
163	附則	<p>●条例（案）（経過措置）</p> <p>【変更】</p> <p>2 この条例による改正後の調布市墓地等～（省略）14条の規定による協議を終え、かつ、第4条の規定による変更許可の申請が受理され、建設許可の下りた納骨堂について適用し、同日前の申請が終了し、変更許可申請が受理され、建設許可が下りている納骨堂については、なお従前の例による。</p> <p>《理由》</p> <p>① 変更許可の申請（以下「許可協議等」という。）と、変更許可の申請がカッコ書きで、「許可協議等」とされる意味がわからない。何のために申請を協議に変えたのか？ただ単にわかりにくく、曖昧にしており、申請なのか協議なのか、どうにでも解釈できるようにしているだけだ。「許可協議等」とすると、条例が施行される前に一度でも改修・変更協議を住民と行えば、従前の、どこにでも建設できる条例が適応されてしまうようにとれる。曖昧な表記はやめてもらいた。他地区の附則をいくつか調べたが、「許可協議等」と曖昧な表現は見あたらない。又、調布市墓地等の～条例第25条の下に記載されている附則には「申請に係る」の文言のみであり、「許可協議等」という、紛らわしい表現はなかった。これを見ても現在係争中の納骨堂を守ろうとしているとしか思えない事業者よりの条例改正案となっている。どうして「変更許可の申請」が「許可協議等」となるのか理由を説明願う。</p> <p>② 経過措置は、なぜ納骨堂にだけ適応なのか？不自然だ。現在係争中の調布ヶ丘に建設されようとする納骨堂を守ろうとすると疑われてもしかたがない経過措置になっている。理由の説明を願う。</p> <p>③ この（経過措置）を残すのであるならば、上記のように変更を願うが、現在係争中の調布ヶ丘の納骨堂を守るためだけのものであるならば、削除願う。</p>	<p>また、今回の条例改正では、墓地に係る基準等についての変更はなく、納骨堂の基準のみ変更を予定しているため、附則2については、納骨堂のみの適用となっております。なお、この条文については「この条例による改正後の調布市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第10条、第11条及び第14条第1項の規定は、前項本文に規定する日以後に改正後の条例第4条第2項に規定する変更等許可の申請又は改正後の条例第14条第1項の規定による協議をする納骨堂の計画に係るものについて適用し、同日前にこの条例による改正前の調布市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第4条第2項に規定する変更等許可の申請又は改正前の条例第14条第1項の規定による協議をした納骨堂の計画に係るものについては、なお従前の例による。」とします。</p>
164	附則	<p>③ 附則（経過措置について）</p> <p>変更許可の申請がどうして「許可協議等」に置き換わるのですか。申請と協議では意味が全く違います。曖昧な表現を使って、わざとわかりづらくしています。</p> <p>又、この経過措置はどうして納骨堂にのみ適応なのか。納骨堂だけを特別扱いするような経過措置は必要ありません。削除してください。</p> <p>削除できないのであれば、理由を明示してください。以上</p>	

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
165	附則	<p>④上記②にて、附則 2項（経過措置）が誰もが納得できる正当な理由により、削除されない場合、「この条例による改正後の ～ に係る納骨堂について適用し、同日前の許可協議等に係る納骨堂については、なお従前の例による。」との記載において、「同日前の許可協議等に係る」とありますが、許可協議等とは何のことでしょうか。非常にあいまいな表現で誤解を招く表現ですので、以下のように訂正したらいかがでしょうか。訂正できないのであれば、その具体的な理由についてご説明願います。「この条例による改正後の ～ に係る納骨堂について適用し、同日前に申請が許可され、建設許可が下りている納骨堂については、なお従前の例による。」に訂正してください。以上</p>	<p>※再掲</p> <p>条例の遡及適用については、過去の法律関係を覆すこととなるので、一定の制約があるため、適用範囲については慎重な判断が求められます。例えば、刑罰等の罰則の遡及適用は、憲法第39条により許されないものです。本条例の改正に当たっては、既得の権利・地位を害するような遡及適用は、強い公共の福祉に合致しない限り許されないと解されており。そのため、改正後の規定を適用する起点は、施行日以後に実施する第14条第1項の規定による協議としております。</p> <p>また、今回の条例改正では、墓地に係る基準等についての変更はなく、納骨堂の基準のみ変更を予定しているため、附則2については、納骨堂のみの適用となっております。なお、この条文については「この条例による改正後の調布市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第10条、第11条及び第14条第1項の規定は、前項本文に規定する日以後に改正後の条例第4条第2項に規定する変更等許可の申請又は改正後の条例第14条第1項の規定による協議をする納骨堂の計画に係るものについて適用し、同日前にこの条例による改正前の調布市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第4条第2項に規定する変更等許可の申請又は改正前の条例第14条第1項の規定による協議をした納骨堂の計画に係るものについては、なお従前の例による。」とします。</p>
166	附則	<p>1（経過措置）2において同日前の協議等に係る納骨堂については、なお従前の例による。とありますがこの項目は削除して下さい。</p> <p>理由…墓地・納骨堂・火葬場の中で墓地・火葬場が含まれず納骨堂だけが（経過措置）2において取り上げられるのは公平性に欠けると思います。</p>	
167	附則	<p>・新旧対照表によると、第1項 条例の施行期日を規則で定めたとありますが、経営者の講ずべき措置を公布の日でなく、市長が施行期日を決めることができる規則で定める日にしなければならない理由が不明です。現在、納骨堂計画を有している特定の事業者への便宜を図っているように受け取れます。</p>	<p>条例の施行期日は、周知期間を設ける必要があるため施行期日は規則で定めることとしております。</p> <p>なお、ご指摘のありました「施行期日が概要と新旧表で違う」については、骨子作成時点と案文調整時点での修正ミスです。公布の日については、規則で定めたいと考えております。</p>
168	附則	<p>・例えば、公の施設建設で竣工日が確定していない場合であれば、施行期日を規則に委任する必要があると思いますが、経営者の講ずべき措置の施行期日を規則に委任する必要は全くありません。条例で施行期日を公布の日とするなど明確に規定すべきです。公布の日とすると何か都合が悪いのですか。</p>	
169	附則	<p>施行日について：施行期日が概要と新旧表で違う。施行日は「公布の日」であるべきと考える。空白期間ができない為、妥当であり、一般的ではないのか？</p>	
170	附則	<p>附則1（施行期日）について：改正（案）では「この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第21条の2を加える改正規定及び第22条の改正規定は、平成27年月日から施行する。」と期日が明記されていない。「調布市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正（案）について」の中の「3 施行期日」には「公布の日」と明記してある。施行期日について2つの表記がある。一般的に「施行期日=公布日」である。施行期日は「公布の日」ではないのか？良好な協働関係のためにも、空白期間をつくらないことが前提と考える。</p>	
171	附則	<p>・市ホームページに掲載されている、調布市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要には、3施行期日として、公布の日と記載されていますが、新旧対照表の附則には公布の日と記載されていないのは、何故ですか。</p>	

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
その他			
172	その他	<p>『ニピックビルの納骨堂計画』には反対です。ですので、それを容認するような条例の制定には反対です。意見交換の議事などを見ましたが、要領を得ていない気がします。調布ヶ丘という、調布市の中でも比較的閑静な住宅街であり、企業はありますが上場もしくは優良企業が多く、調布市の中でも治安はよいですし、マンションなども数多くあり居住している住民も多く、また計画地付近は通行が非常に多い割には、信号が無い横断歩道、狭い歩道、路上を走る自転車や路上駐車など、あまり整理されている状態とは言えません。その中で、不特定多数が往来する納骨堂を建設すれば、土地勘の無い人も往来が多くなり、事故や事件が増える事が容易に想定できます。マルエツの駐車場も利用させる案もありましたが、車でショッピングやジムへ通う人の配慮もなく、ニピックが保有している敷地の駐車場を対処療法的に利用させるという強引な面が見えます。そして、住宅地の中に忽然と納骨堂があるのは、外観から判別つくかどうかとは別に、近隣からすればあまり心地よい環境ではありません。単純に住宅を購入、住む際に、率先して墓地が目前にある住宅に住みたいと思う人がいるとは思えません。このまま計画を押し通すようなやり方は納得できませんし、それを容認するような条例は認められません。また、この意見数によって是非を判断するというのであれば、それも間違っていると思います。このような意見を伝える場の存在をきっちりと伝え、その上で判断すべきだと思います。ですので、計画地の半径500mの住民に是非を問い、その過半数が反対するのか？否か？という基準で是非を問うべきです。意見を伝える場がある事を知らない人が多いという事です。納骨堂自体を否定する訳ではありませんが、適切な場所や計画があると思います。これから、調布は発展していき調布ヶ丘のエリアの地価の高騰やマンション建設なども増えると思います。計画性が無く、これらの事が進んでいけば、新たに住みたいと思う人が居なくなるだけでなく、現在住んでいる人達が離れていく恐れもあります。一人一人の意見を尊重して頂き、適切な判断を求めます。仮に計画を実行にうつすような事があった場合、当初予定していた計画（交通量や近隣への配慮などなど）が遵守されなければ、移転もしくは廃止してもらうなどの誓約をニピックビルと調布市、そして近隣住民の間でかわすべきと考えます。治安の悪化、事故の多発、ショッピングセンターへ通う人への配慮、周辺企業への配慮、総合的に検討すべきです。以上</p>	<p>本件は、調布市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例（案）に対するパブリック・コメントです。条例（案）に対する直接的なご意見ではないものと考えますが、貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
173	その他	<p>（3）意見交換会の話し合いについて  意見交換会の話し合いについて、先方の住職及び設計会社担当者との話し合いは、「基本的には話になっていない」と仄聞されます。  ただ単に、納骨堂を建てれば良いと言う問題ではありません。  住民側の、いろいろな心配事・意見等を真摯に聞くことが必要かと思います。  調布市行政のアドバイス等、引き続き宜しくお願い致します。</p>	

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
174	その他	<p>現在、小生が居住する調布ヶ丘3丁目において、正善寺別院調布霊廟計画に伴う改修工事が問題になっております。商業ベースでの納骨堂設置に反対いたします。</p> <p>意見交換会資料 許可申請予定日：H27年8月28日 工事着手予定日：H27年8月31日</p> <p>とあったそうですが、地域住民の反対が多数のうち、調布市として許可申請不受理とするように要望いたします。</p>	<p>※再掲</p> <p>本件は、調布市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例（案）に対するパブリック・コメントです。条例（案）に対する直接的なご意見ではないものと考えますが、貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
175	その他	<p>突然に、中古ビルが納骨堂になるなんて、信じられません。</p> <p>お墓や納骨堂は、高台や日が当たりが良いや、花が咲くなど、死者が眠るに相応しい場所が選ばれるべきです。</p> <p>二ビックビルには、塀も柵も寺も無く心安まる場所とは思えません、火葬したばかりの骨を何十体も集めて、ただ詰め込む場所にするなどあり得ない。</p> <p>死者への冒瀆です。</p> <p>納骨堂を作るなら寺の敷地内に作るべきです。</p> <p>毎日お経を上げ魂を静めるなど、出来る環境に作るべきです。</p> <p>100万から160万で骨だけを金儲けの為に集めるつもりには感じません、そんな事を許可すれば、お化け屋敷になり、近隣住民は、体調不順や、ノイローゼなど精神衛生面で非常に良く有りません絶対反対です</p>	
176	その他	<p>正善寺別院調布霊廟改修工事に反対致します。</p> <p>反対の理由、納骨堂の1600基以上もの数に対して、まず第一、駐車場も満足に無く、寺側はスーパーの駐車場を使用するという安易な説明など、多数の問題点やら疑問が有りつまり、条例改正前に、申請をすませて、何としてでも納骨堂の設置をしたいと、寺側の姑息な手段はまったく許しがたい事です。</p> <p>私共、近隣の住民の為に、又、調布ヶ丘の環境を守る為に、市の行政に、調布の将来を思い正しい判断を是非ともお願い申し上げます。</p>	
177	その他	<p>○納骨堂の設置場所</p> <p>お寺もない所でいきなり納骨堂1662基 それも住宅街</p> <p>私達はいつも通る所です、他に道がないのです。</p> <p>高いへいもなくイヤでも目に入ります。</p> <p>市長さん、議員さん達の近くに出来たらどうしますか？自身に置き替えて考えてみて下さい。お願いします。</p> <p>私達がどんな気持ちでここに住もうと決めたかわからないでしょうね。</p> <p>こういう事は早くから決まっているのでしょうか。</p> <p>何も知らないのは私達だけなのですか？</p>	

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
178	その他	<p>この度の納骨堂の建設には本当に反対です。ごくごく近所に住んでいます。ただでさえ沢山の見知らぬ方が家の前を通ります。我が家には幼児乳児が2人もおります。</p> <p>これ以上、見知らぬ方の通行、車の往来が増えるのは生活に支障が出ます。ご存知でしょうか、調布ヶ丘1-29番地前が朝7時から9時と午後1時から3時までが居住者以外の車両通行禁止であることを。</p> <p>そんなことをお構いなしに、子供の登園時間にどんどん車両が入ってきます。そういった法令も守れない外部者が増える可能性しかあり得ないと思います。納骨堂建設にあたって、そういった法令侵害者を警察や自治体は私達を守ってくれるのでしょうか。もし部外者の往来が増えることで、増えるかもしれない犯罪から間違いなく守ってくれるのでしょうか。</p> <p>私は知っています、4月に行われた市議会選挙の選挙活動で、道路交通法違反してこの付近に堂々と選挙活動の車で侵入してきた車を。</p> <p>市議会議員ですら守れないこの土地の秩序を、部外者が守れますか??市役所の方々、市議会議員の方々、警察が守ってくれますか??</p> <p>前述の通り、我が家には子供が2人おり、2人とも女の子です。</p> <p>正直、不安です。最近の調布市内で起きた公然わいせつの犯人も数日たってからしか捕まらず、これ以上不安を増長させないでください。</p> <p>もし建設を実行するのであれば、約束してください。一切の犯罪がおきないと誓うことを。</p> <p>近隣に住む私達に一切の害がないと誓うことを。調布市に長年住み、秩序を守り、税金も納め、なに一つ調布市に迷惑をかけていない私達に、なぜこのよう仕打ちを受けなければいけないのか、説明してください。</p> <p>調布市役所にお勤めの方々、この度の一件から遠方の方にこの悲痛の叫びはわからないかもしれませんが、どうかどうかわかってください。</p> <p>私達には、本当に切実です。</p> <p>お願いします。納骨堂の建設は取りやめてください。お願いします。</p>	<p>※再掲</p> <p>本件は、調布市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例（案）に対するパブリック・コメントです。条例（案）に対する直接的なご意見ではないものと考えますが、貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
179	その他	<p>はじめまして、調布ヶ丘に住む、〇〇 〇〇（〇〇〇 〇〇〇）と申します。納骨堂についての、意見です。本気でやるなら、納骨堂ではなく、「自然埋葬」にして下さい。宗教問わず、建物や、人工物ではなく、生き残った方々が、お参りに行く時に、旅行したり、自然の景色を見ることで、こころの、洗濯ができるように、自然埋葬にしてほしいです。地球に帰ることで、大きな気持ちで、向かい合えるような気がします。そして、御墓に閉じ込めないで下さい。地球に、還して（かえして）下さい。誰だって、人に、縛られたり、閉じ込められたり、所有物のように、されたら、嫌ですよ。解放してあげて下さい。遺骨も。問題も、快方（かいほう）に向かったら、いいですね。自然埋葬のための、建物だったら、よいかと思いますが、いかがでしょうか?これからは、自然埋葬の方が、需要が多いと思います。よい折り合い点だと思います。是非、検討してみてください。よろしく願いいたします。</p>	